

第3期
川西町子ども・子育て支援事業計画

(素案)

川西町

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	「こども大綱」について	2
3.	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について	3
4.	児童福祉法等の改正について	4
5.	次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について	4
6.	計画の位置付け	5
7.	計画期間	5
8.	計画の対象	5
第2章	こども・子育てを取り巻く状況	6
1.	町の人口の推移と割合	6
2.	人口構造	7
3.	出生の状況	8
4.	自然増減と社会増減	9
5.	婚姻の状況	10
6.	こどものいる世帯の状況	11
7.	女性の就労状況	13
8.	町の人口予測	14
9.	こどもの人口推計	15
第3章	教育・保育事業及び各サービス等の状況	16
1.	幼児教育・保育施設の状況	16
2.	学童保育所の状況	18
3.	小・中学校の状況	19
4.	健康診査及び健康相談事業の状況	20
5.	虐待対応の状況	20
6.	経済的支援の状況	21
第4章	調査結果について	22
1.	主な調査結果	22
2.	調査結果から見える傾向と課題	31
3.	計画策定に向けた視点	33
第5章	基本理念と施策体系	36
1.	基本理念	36
2.	基本目標	37
3.	施策体系	40
第6章	施策の展開	41
	基本目標1 地域の子育て支援の充実	41

1-1	子育て支援サービス等の充実	41
1-2	地域におけるこどもの居場所づくり	44
1-3	住民主導の地域活動の促進	45
1-4	地域をつなぐネットワークの形成	46
基本目標2	教育環境の充実	47
2-1	確かな学力の育成	47
2-2	豊かな人間性の育成	48
2-3	たくましい心身の育成	49
2-4	家庭・地域における教育力の向上	50
基本目標3	こどもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり	51
3-1	妊娠期からの切れ目のない支援	51
3-2	食育の推進	52
3-3	健康な体づくりの推進	53
3-4	事故防止・医療体制等の充実	54
基本目標4	子育て環境の整備	55
4-1	安全な交通環境の整備	55
4-2	安心なまちづくりの推進	56
4-3	良質な生活環境の確保	57
基本目標5	子育てを支える施策の充実	57
5-1	子育てに対する経済的支援	57
5-2	ひとり親家庭等への支援	59
5-3	障害のあるこどもへの支援	60
5-4	要保護児童等への対応の充実	62
5-5	子育てと仕事の両立に向けた支援	63
第7章	量の見込みと確保方策	64
1.	教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域	64
2.	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	64
3.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	66
第8章	資料編	75
1.	川西町子ども・子育て会議条例	75
2.	計画策定の経緯	76

第1章 はじめに

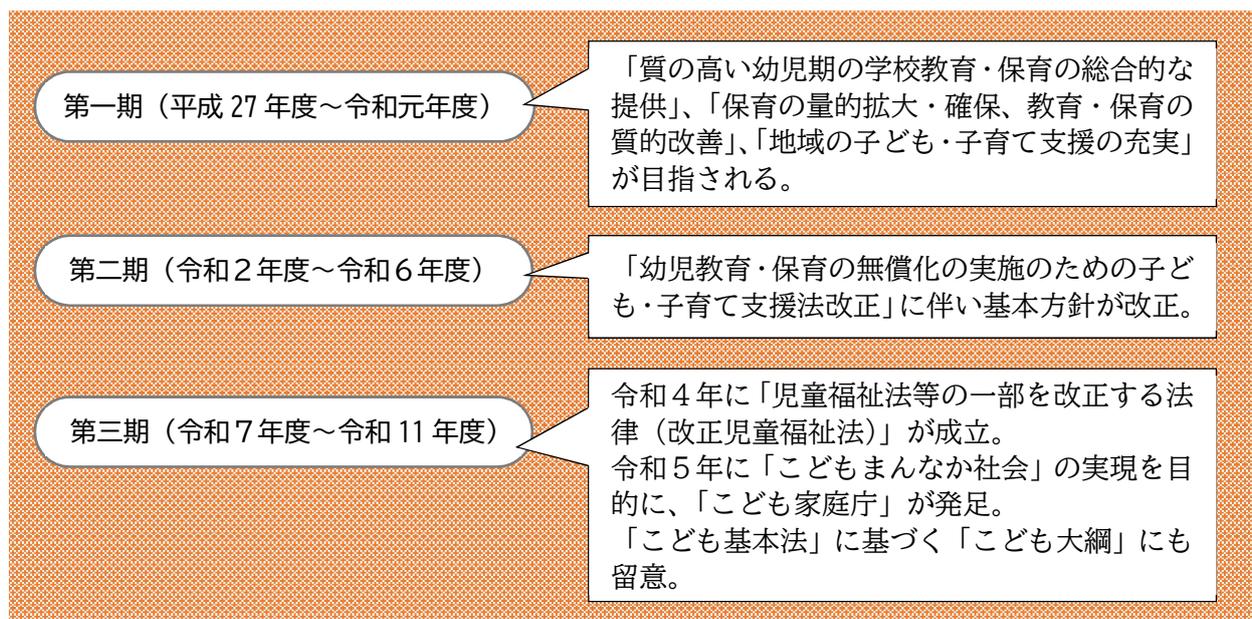
1. 計画策定の趣旨

少子化対策やこども・子育て施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年12月に「こども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27年には、平成24年に成立した「こども・子育て関連3法^(※)」に基づいて、「こども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「こども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村において「こども・子育て支援事業計画」が策定されています。

「こども・子育て支援事業計画」の主な目的は、5年間の計画期間において、幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前のこどもが利用する「教育・保育事業」や「地域こども・子育て支援事業」の需要量の見込みと、供給体制の確保の内容及び実施時期を定めることです。このため、各自治体においては、基礎調査や地方版こども・子育て会議等の議論等を踏まえ、実態に即した方法によるニーズ把握と見込量の設定を行うことが期待されています。

◆ 「こども・子育て支援事業計画」のこれまでの流れ ◆



(※) 平成24年8月に成立した「こども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「こども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をこども・子育て関連3法と称します。

2. 「こども大綱」について

令和3年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。その基本方針では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた動きを進めるため、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4年6月、「こども基本法」が成立・公布、令和5年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5年12月、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、6つの基本的な方針を掲げて、こどもに対するライフステージ別の支援や子育て当事者への支援、こども施策の基盤整備等を進める旨が示されています。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに計画の記載事項等を定め、それにより教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的としています。

第三期の「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う基本指針の主な改正点（案）は以下のようになっています。（本資料作成時点）

■主な改正点（案）

○妊婦等包括相談支援事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定するとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

○児童発達支援センター等に関する事項について

障害児支援の体制を整備するに当たり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること、地域の関係機関と連携し強度行動障害や高次脳機能障害を有する児への支援体制の整備を行うことを規定する。また、市町村が子ども・子育て支援を行うに当たり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加える。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

○経営情報の継続的な見える化について

教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

○産後ケア事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

4. 児童福祉法等の改正について

国においてこれまで児童虐待防止や各種の地域子ども・子育て支援事業が推進されてきましたが、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和6年4月1日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。本計画策定にかかわる主な改正内容は以下のようになっています。

■主な改正内容

- ◎要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加
- ◎市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化
- ◎子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等
- ◎地域子ども・子育て支援事業に新たに創設された①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業にかかる量の見込みと確保方策の設定

5. 次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について

次世代育成支援対策推進法は急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けて定められました。平成17年4月に施行、令和7年3月までの時限法でしたが、令和6年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17年3月まで延長されました。

今回の改正を踏まえ、内閣府令の制定及び行動計画策定指針の改正を、令和6年の秋頃までに実施するとしています。市町村は、国の行動計画策定指針に基づき、市町村行動計画を策定する必要があります。(本資料作成時点)

■主な改正点（案）

- ◎「男性の育休取得率や勤務時間に関する数値目標の設定」及び「PDCAサイクルの実施」を義務付け
- ◎次世代育成支援行動計画の内容について、こども計画策定の際に勘案されるこども大綱の記述と重なる部分が多く、各自治体がこども計画との一体策定する際に、無用の混乱を招く可能性があることから、こども基本法の基本理念やこども大綱の基本的方針を踏まえた記載に修正

6. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子保健計画として位置づけ、総合計画等の上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、全てのこどもと子育て家庭を対象として、川西町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

7. 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。ただし、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

8. 計画の対象

本計画における「こども（子ども）」とは、乳幼児から概ね18歳までの児童生徒とし、町内の全てのこどもと子育て家庭を対象とします。

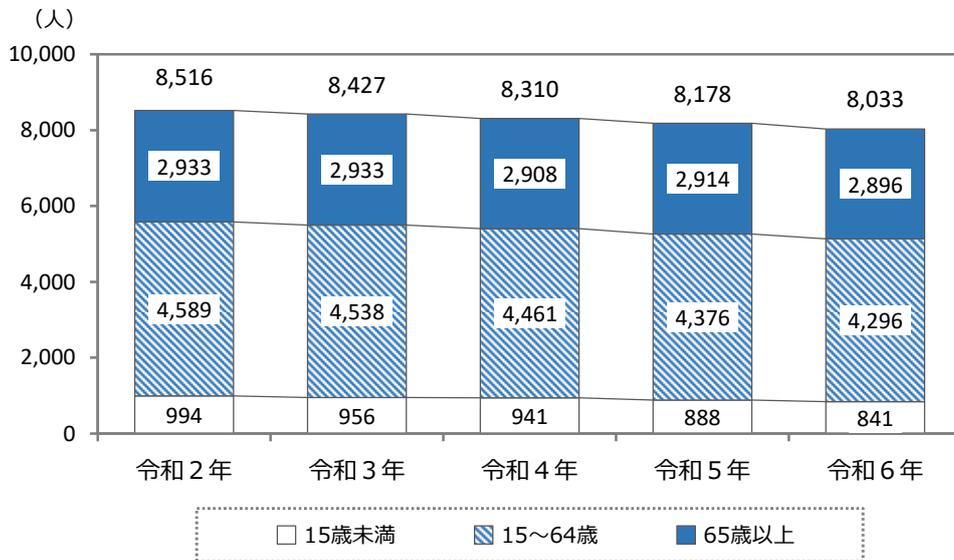
なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1. 町の人口の推移と割合

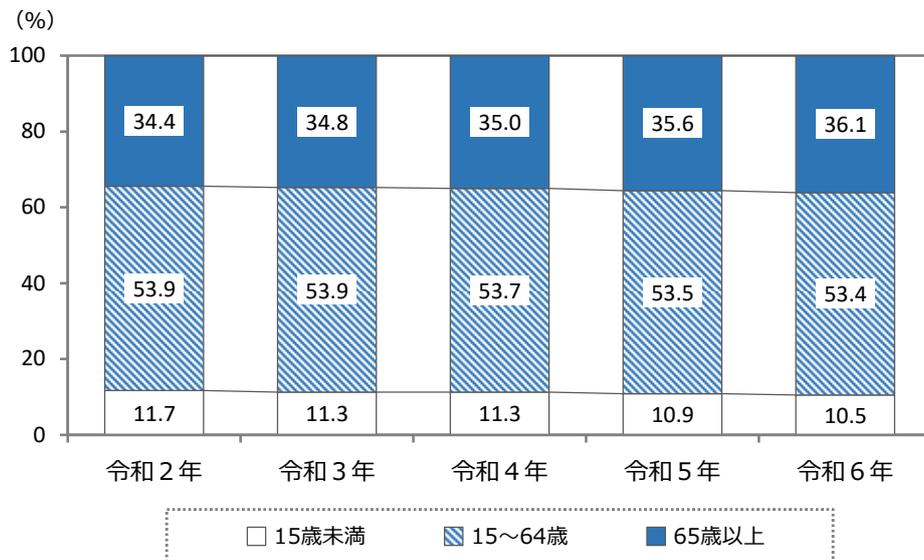
令和6年4月1日現在、町の総人口は8,033人です。近年、老年人口（65歳以上）はピークアウトして微減傾向にさしかかっていますが、ほとんど横ばいの状況です。このため、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴い、高齢化率は年々高まっています。

◆総人口及び三区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◆三区分別人口割合の推移◆

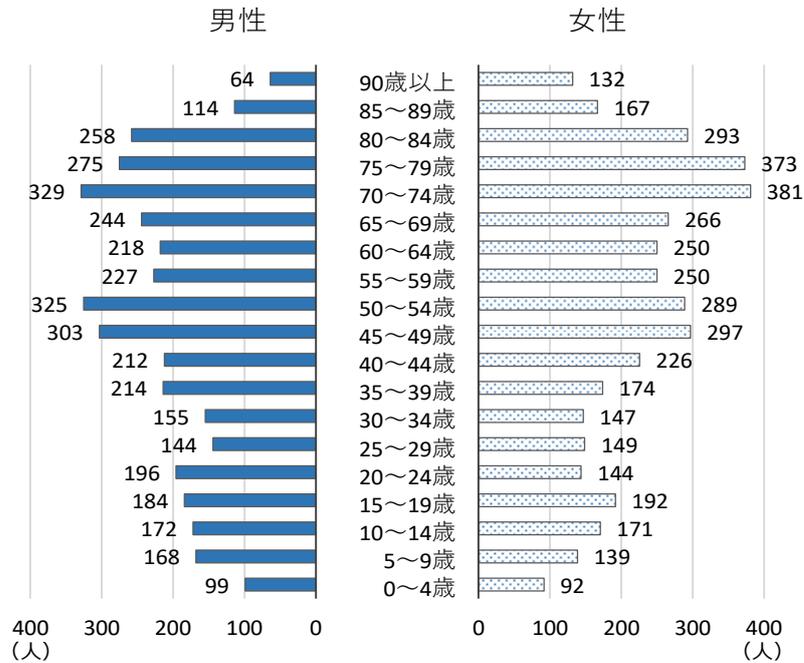


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 人口構造

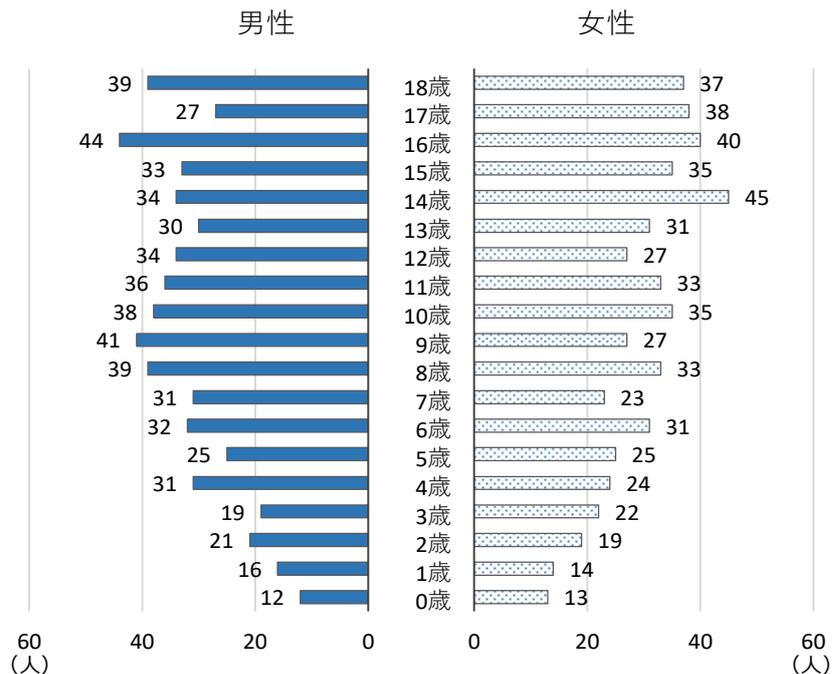
全体では、70～84歳と45～54歳の人口が多く、25～34歳と0～4歳の人口が少ない点が目立ちます。また、18歳以下の1歳階級で見ると、年齢ごとに増減はあるものの、年齢が下がるほど人口が少ない傾向にあることがうかがえます。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

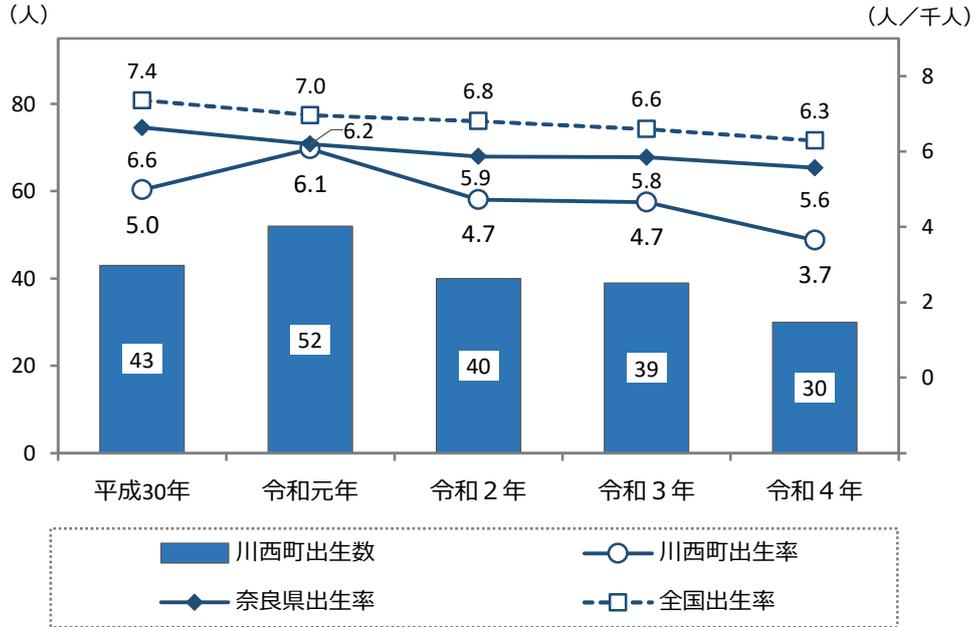


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

3. 出生の状況

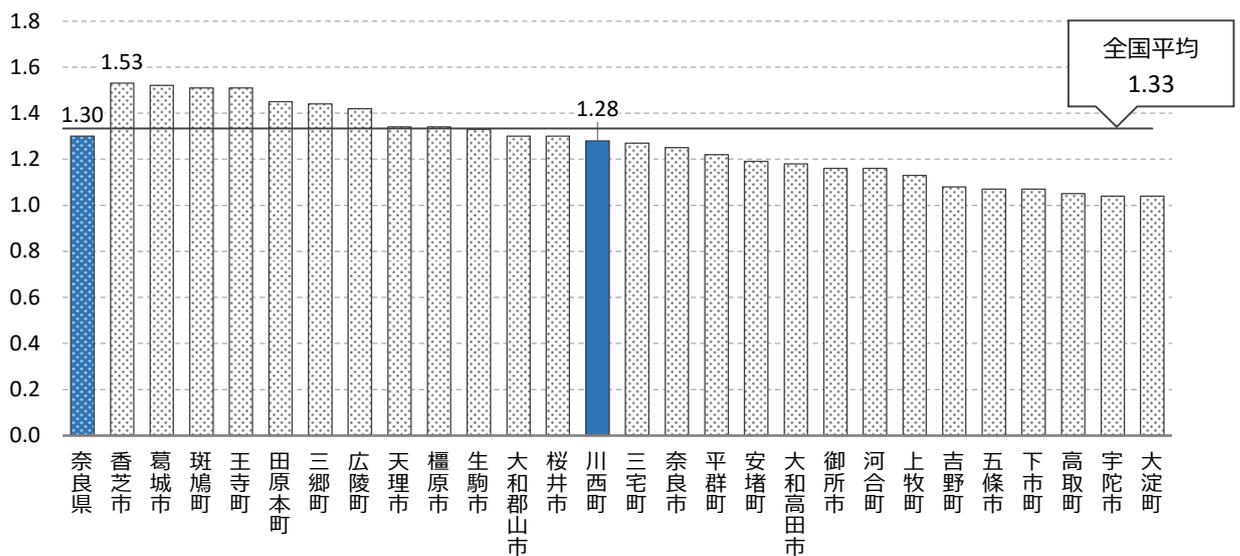
出生数・出生率ともに減少傾向にあり、出生率は全国及び県と比べて低い値で推移しています。また、合計特殊出生率をみると、町は全国及び県と比べてやや低くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

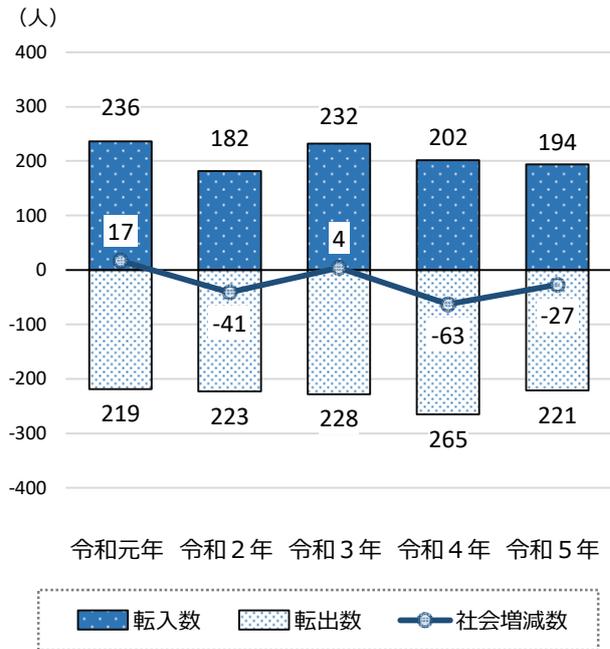
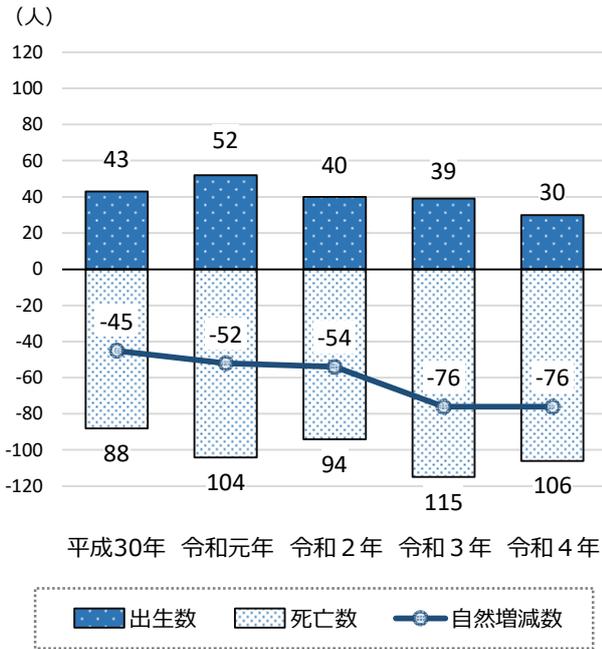


資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年）

4. 自然増減と社会増減

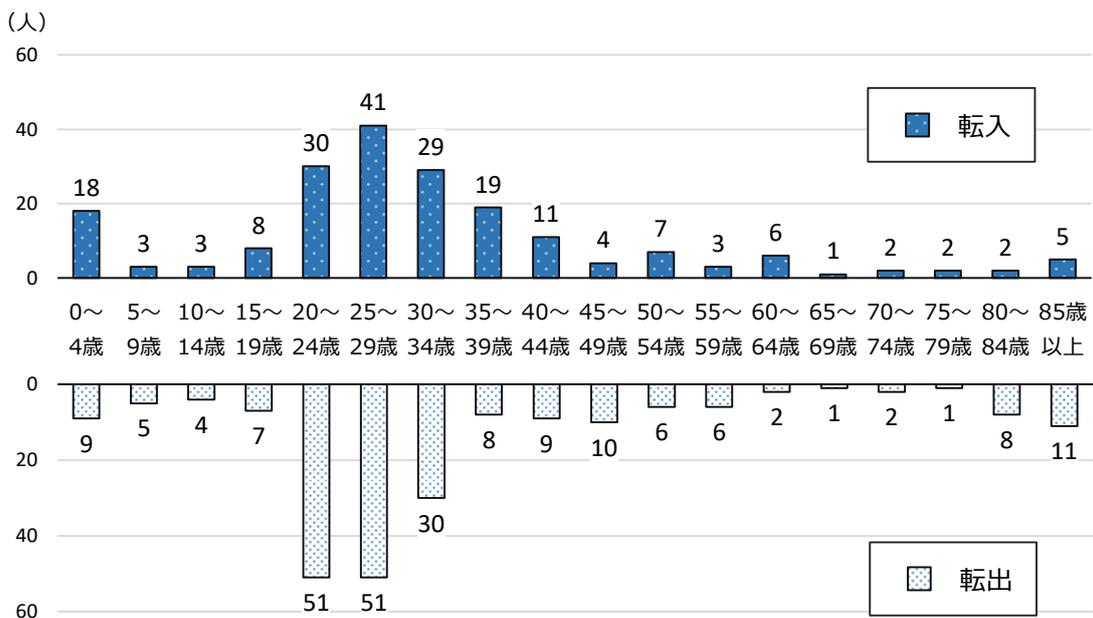
自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が考えられます。社会増減（転出数と転入数の差）は年により増減が見られます。参考までに、令和5年の1年間について5歳階級別の転入・転出の状況を見ると、0～4歳と35～39歳は転入超過、20～29歳は転出超過となっています。

◆自然増減と社会増減の推移◆



資料：住民基本台帳及び住民基本台帳人口移動報告

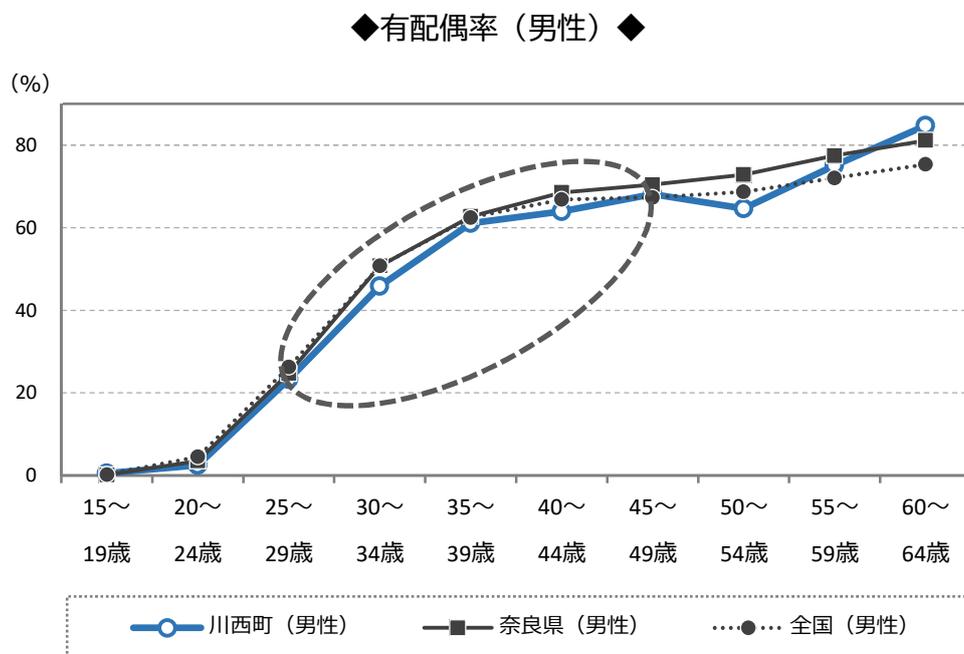
◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



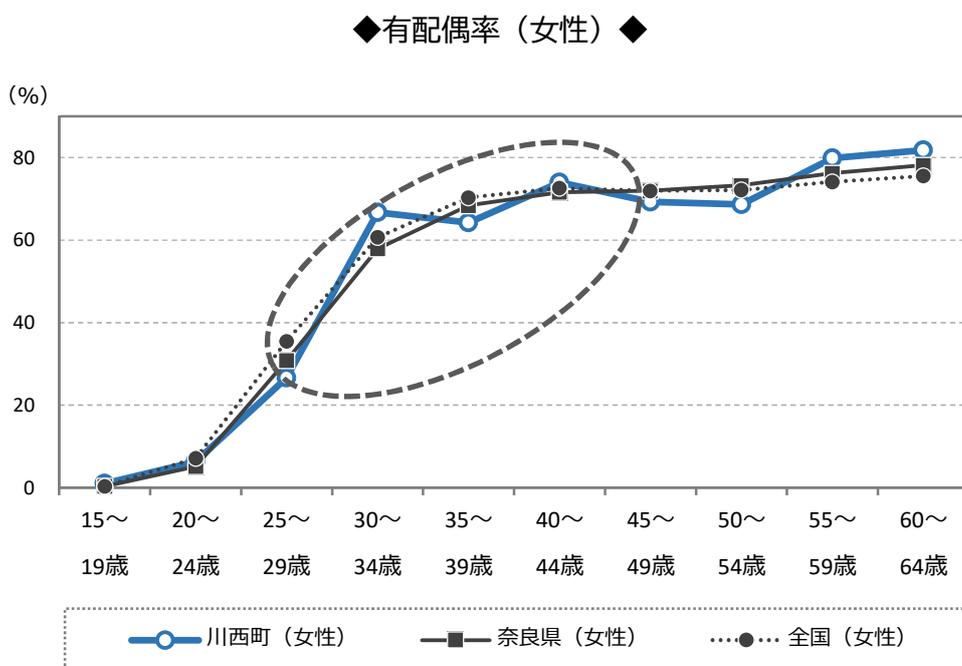
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育て世代と言える25～44歳でみると、全国及び県と比べて、男性では30～34歳と40～44歳でやや低くなっています。また、女性では30～34歳は高く25～29歳と35～39歳はやや低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

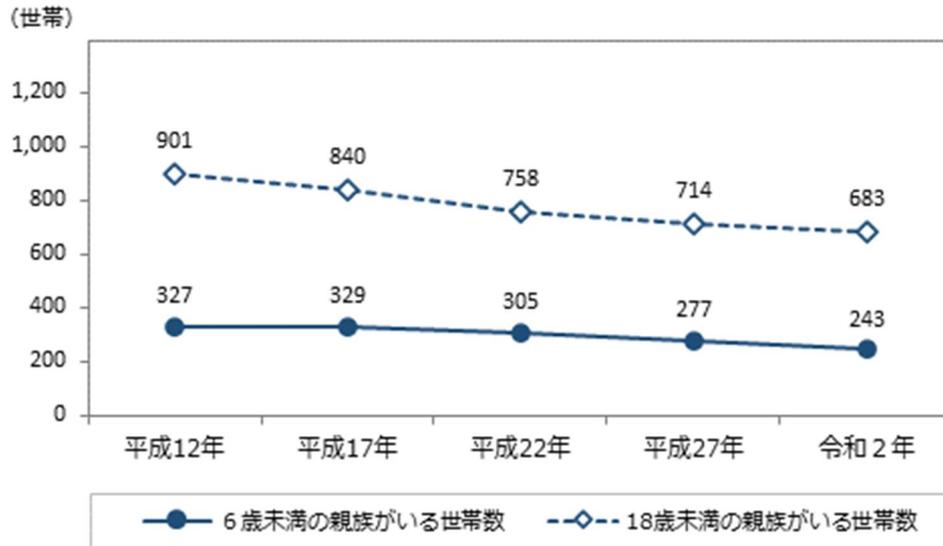


資料：国勢調査（令和2年）

6. こどものいる世帯の状況

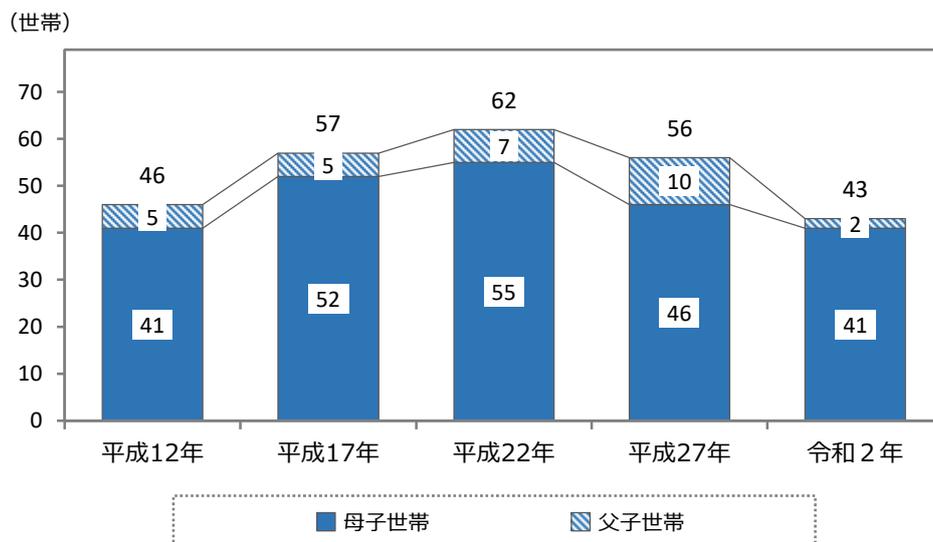
こどものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。また、ひとり親世帯数は、平成22年をピークに減少に転じています。

◆こどものいる世帯数◆



資料：国勢調査

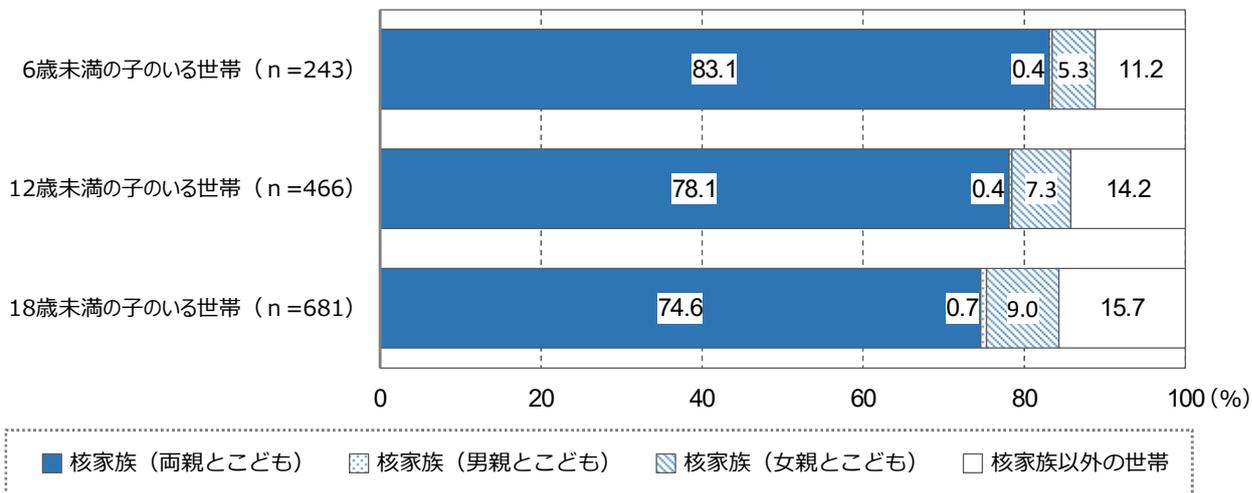
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

こどものいる世帯の家族形態をみると、「核家族以外の世帯」の割合は少なく、核家族の形態がほとんどを占めています。そのうち、6歳未満の子のいる世帯では5.7%、18歳未満の子のいる世帯では9.7%がひとり親世帯となっています。

◆こどものいる世帯の家族形態◆



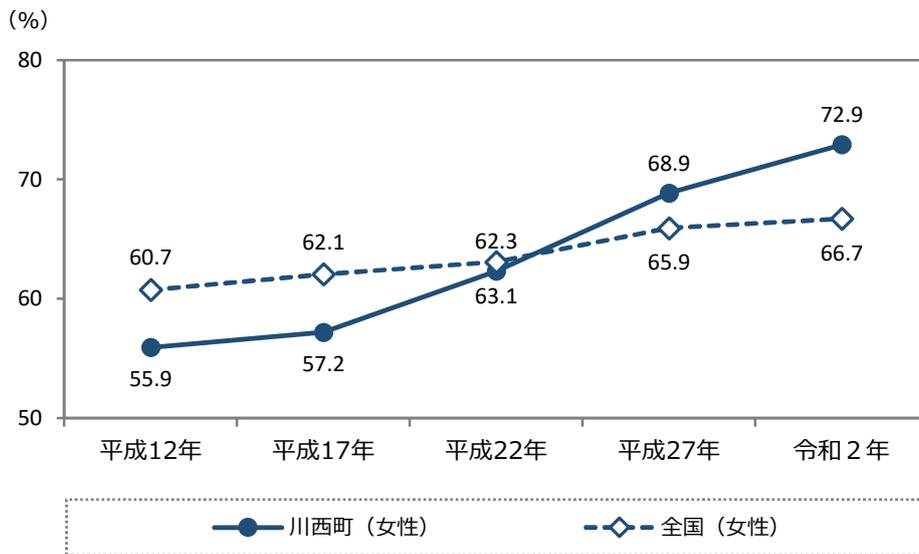
資料：国勢調査（令和2年）

7. 女性の就労状況

子育ての中心世代（25～44歳）の女性就業率をみると、近年は増加傾向で平成27年には全国平均を超えて推移しています。また、令和2年の女性就業率を5歳階級別にみると、全国及び県と比較して、女性の就業率は20～40歳代で高くなっています。

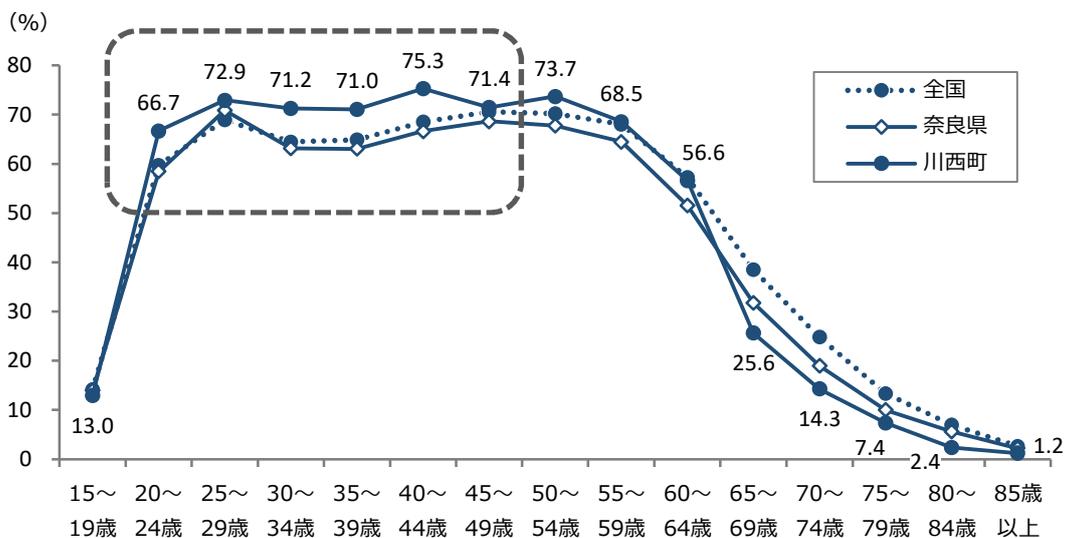
ただし、30歳代では、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が若干うかがえることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆就業率（女性：5歳階級別）◆

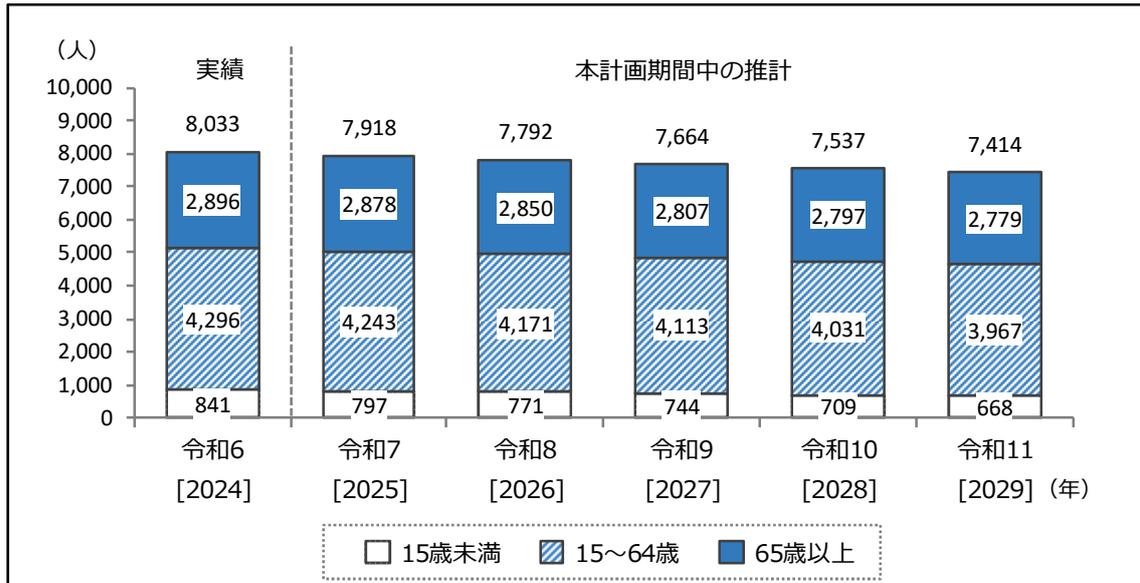


資料：国勢調査（令和2年）

8. 町の人口予測

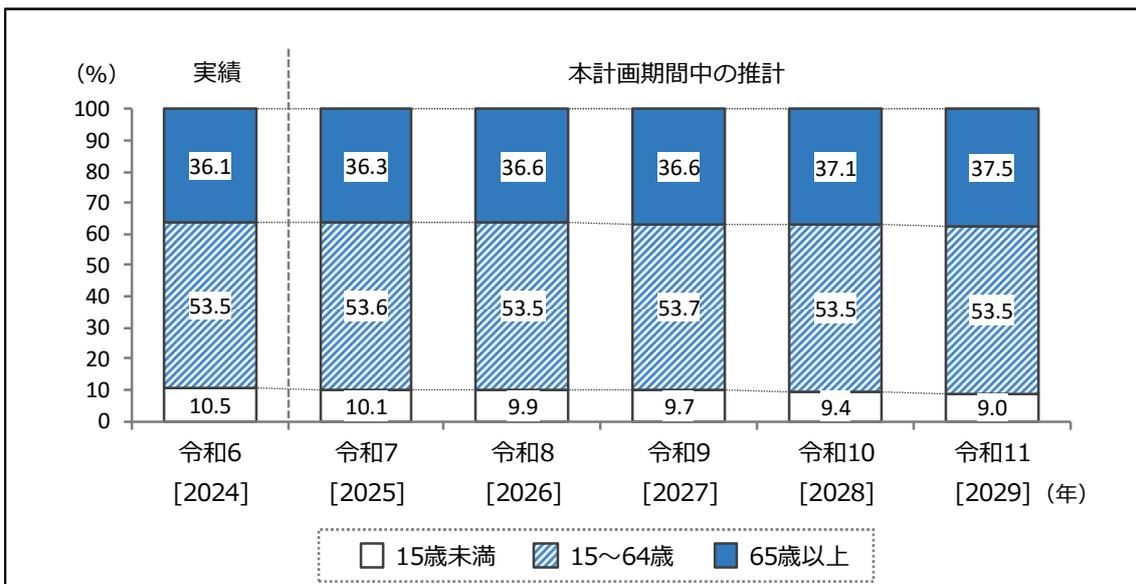
本計画策定のために人口推計を実施しました。その結果、総人口の減少は進行しますが、老年人口（65歳以上）は減少が緩やかなのに対し、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（15歳未満）は減少で推移することが予想されます。このため、三区分別人口割合の推移からもわかるように、少子高齢化は今後も進行することが見込まれます。

◆総人口及び三区分別人口の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日現在）をもとに推計（コーホート変化率法）

◆三区分別人口割合の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日現在）をもとに推計（コーホート変化率法）

9. こどもの人口推計

こども・子育てに関する事業等の見込量算出の基礎データとして、こどもの人口推計を実施しました。その結果、本計画期間中の子どもの人口は年々減少していくことが予想されます。

◆こどもの人口推計（1歳階級別）◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	25	31	30	29	28	27
1歳	30	26	33	32	31	30
2歳	40	32	28	36	35	33
3歳	41	40	32	28	36	35
4歳	55	42	41	33	29	37
5歳	50	55	41	40	33	29
0～5歳 計	241	226	205	198	192	191
6歳	63	50	55	41	40	33
7歳	54	63	50	55	41	40
8歳	72	54	63	50	55	41
9歳	68	71	54	63	50	55
10歳	73	69	72	54	63	50
11歳	69	73	69	72	54	63
6～11歳 計	399	380	363	335	303	282
12歳	61	69	73	69	72	54
13歳	61	61	69	73	69	72
14歳	79	61	61	69	73	69
12～14歳 計	201	191	203	211	214	195
15歳	68	79	60	60	68	73
16歳	84	68	79	60	60	68
17歳	65	84	68	78	60	60
15～17歳 計	217	231	207	198	188	201
合計	1,058	1,028	978	942	897	869

資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法）

第3章 教育・保育事業及び各サービス等の状況

1. 幼児教育・保育施設の状況

町には、保育所1か所、認定こども園2か所があります。

名称	公立・私立	1号認定 定員(人)	2号認定 定員(人)	3号認定 定員(人)
川西幼稚園	公立	90	24	0
成和保育園	私立	0	42	37
川西こども園	私立	15	45	40
定員合計		135	110	85

(令和6年5月1日現在)

(1) 1号認定(3～5歳児/幼稚園・認定こども園の幼稚園機能を利用)

1号認定について、実績値と計画値を比較すると、令和4年度以降は大きな乖離が見られます。これは保護者(特に母親)が0～2歳の間に就業または復職する割合が増加したことが要因であると考えられます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	97	81	48	47	43
第2期計画値	103	99	88	90	89

(各年度5月1日現在)

(2) 2号認定(3～5歳児/保育所(園)または認定こども園の保育所機能を利用)

2号認定について、実績値と計画値を比較すると、全ての年度で実績値が計画値を大きく上回って推移しています。これは保護者(特に母親)が0～2歳の間に就業または復職する割合が増加するとともに、3歳以上も引き続き就業している割合が増加したことが要因であると考えられます。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	106	113	124	123	108
第2期計画値	92	87	78	79	78

(各年度4月1日現在)

(3) 3号認定(0～2歳児／保育所(園)または認定こども園の保育所機能を利用)

3号認定について、実績値と計画値を比較すると、0歳児では、令和2～3年度は計画値を上回りましたが、令和5～6年度は計画値を下回っています。これは、年度ごとの出生数が影響しており、令和5～6年度で計画値を下回ったのは出生数が少なかったことが要因であると考えられます。

また、1～2歳では、全ての年度で実績値が計画値を上回って推移しています。これは、少子化の中にあっても核家族化や共働き世帯の増加等により保育ニーズが高まっていることが要因であると考えられます。

①3号認定(0歳児)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	26	23	20	16	13
第2期計画値	20	20	20	19	18

(各年度3月1日現在)

②3号認定(1～2歳児)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	73	72	68	65	61
第2期計画値	50	49	53	52	51

(各年度3月1日現在)

2. 学童保育所の状況

学童保育所とは、川西小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事等で家にいない子どもを預かり、健全な育成を担う子育て支援事業であり、町内の設置数は1か所となっています。

地区	名称		定員（人）
町全域	川西学童テラス	本館	120
		別館	86

①低学年（小1～小3）

低学年について、実績値と計画値を比較すると、令和2年度は計画値を下回りましたが、令和3年度以降は計画値を下回っています。これは、少子化の中にあっても核家族化や共働き世帯の増加等により保育ニーズが高まっていることが要因であると考えられます。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	88	101	114	118	115
第2期計画値	93	96	98	92	88

（各年度4月1日現在）

②高学年（小4～小6）

高学年について、実績値と計画値を比較すると、全ての年度で実績値が計画値を上回って推移しており、令和5年度以降は実績値が大きく増加しています。これは、高学年の保育ニーズの高まりを見込んで、令和2年度から定員119人、令和3年度から定員152人と定員を増加させ受け皿を拡張したことが要因であると考えられます。

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数（実績）	26	41	28	59	72
第2期計画値	25	24	22	23	24

（各年度4月1日現在）

3. 小・中学校の状況

(1) 小学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)		1	1	1	1	1
児童数(人)		403	403	395	388	388
内訳	1年生	69	70	71	53	61
	2年生	69	69	69	72	52
	3年生	58	68	70	68	70
	4年生	60	58	67	70	68
	5年生	78	60	58	67	70
	6年生	69	78	60	58	67

(各年度5月1日現在)

(2) 中学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)		1	1	1	1	1
生徒数(人)		339	333	352	319	320
内訳	1年生	130	103	115	100	106
	2年生	99	131	105	115	100
	3年生	110	99	132	104	114

(各年度5月1日現在)

(3) いじめ・不登校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いじめ認知件数(件)		86	67	60	11	39
内訳	小学生	73	55	38	4	24
	中学生	13	12	22	7	15
不登校児童生徒数(人)		25	25	30	39	13
内訳	小学生	8	6	10	14	3
	中学生	17	19	20	25	10

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は8月1日現在)

※不登校児童生徒とは、30日以上欠席したもの(病欠を除く)です。

4. 健康診査及び健康相談事業の状況

(1) 乳幼児健康診査の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4～5か月児 健康診査	対象者数	46	35	35	27
	受診者数	46	35	34	27
1歳6か月児 健康診査	対象者数	49	48	35	34
	受診者数	49	42	34	33
3歳6か月児 健康診査	対象者数	59	56	51	49
	受診者数	54	52	46	43

(2) 健康相談事業の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10か月児相談 (年4回)	対象者数	55	38	42	29
	相談者数	55	38	42	28
乳児相談	相談者数	118	94	138	108

5. 虐待対応の状況

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐待・特定妊婦 通告件数	実件数	21	13	9	25	8
管理件数	実件数	76	69	41	48	44

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は8月1日現在)

※「通告件数」は要保護児童対策地域協議会の通年の受理件数。また、「管理件数」には特定妊婦を含む。

6. 経済的支援の状況

(1) 各種手当の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当	対象児童数	894	863	839	774	736
	受給者数	531	507	498	462	444
児童扶養手当	対象児童数	72	96	93	85	64
	受給者数	52	56	55	51	37
特別児童扶養手当	対象児童数	56	53	54	47	43
	受給者数	47	44	46	41	38
障害児福祉手当	受給者数	7	5	5	3	3

(「児童手当」は4月1日現在、「児童扶養手当」及び「特別児童扶養手当」は8月1日現在、「障害児福祉手当」は4月1日現在。)

(2) 各種助成の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児等 医療費助成	対象者数 (人)	336	305	271	251	223
	助成延件数 (件)	3,698	4,337	3,702	4,381	1,331
子ども 医療費助成	対象者数 (人)	575	566	570	735	713
	助成延件数 (件)	4,170	4,390	4,569	6,924	2,531
ひとり親家庭等 医療費助成	対象者数 (人)	165	183	194	191	168
	助成延件数 (件)	1,514	1,685	1,808	2,126	668

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は8月1日現在)

※「子ども医療費助成」は令和4年度までは中学校修了までを対象としており、令和5年度からは18歳年度末までに対象年齢を拡大しています。

第4章 調査結果について

◆調査期間：令和6年1月15日～2月2日

◆案内を郵送し、WEBで回答を受付

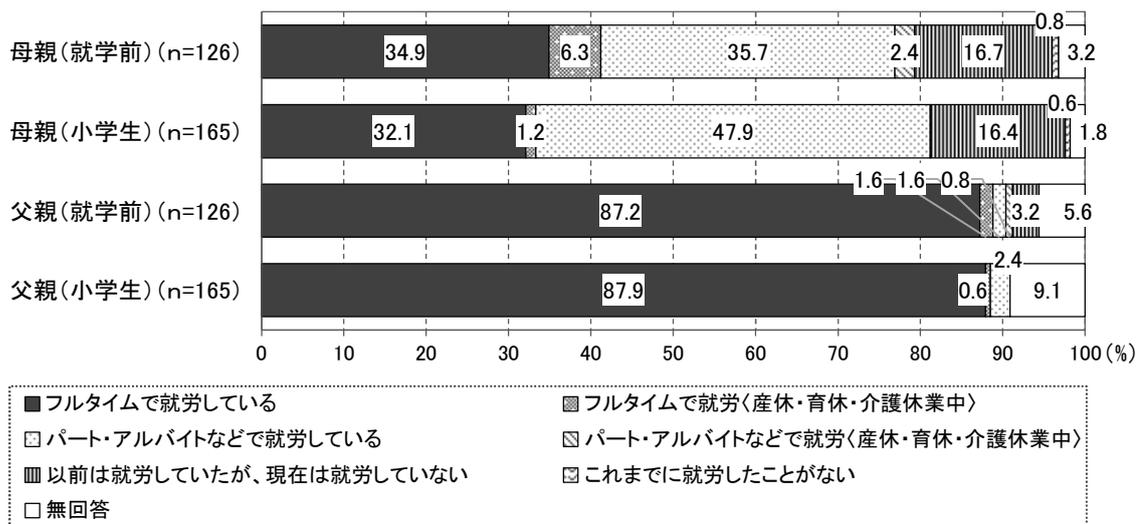
対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の世帯	219票	126票	57.5%
小学生児童の世帯	301票	165票	54.8%

1. 主な調査結果

(1) 保護者の就労状況

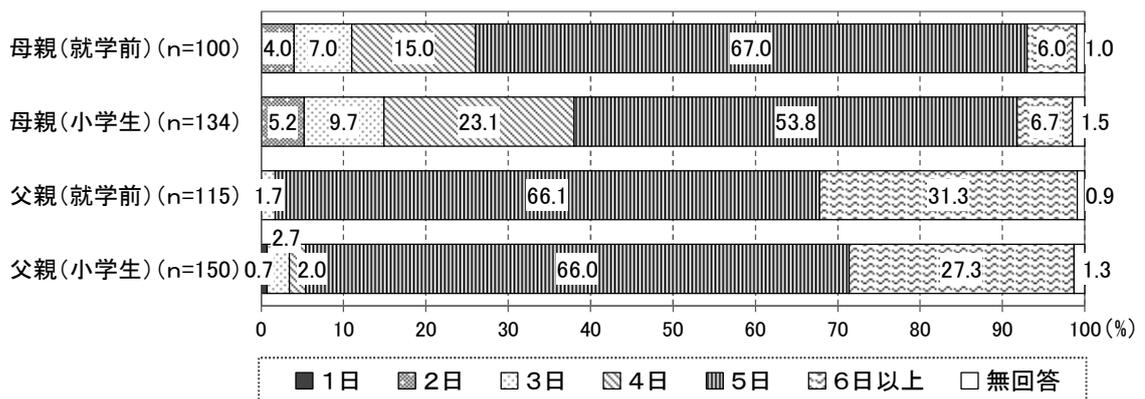
「フルタイムで就労」と「パート・アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”を見ると、就学前児童の母親は79.3%、小学生児童の母親は81.2%となっています。

◆保護者（母親・父親）の就労状況◆



“就労している”保護者の就労日数を見ると、母親では6割～7割強が“5日以上”、父親ではほとんどが“5日以上”となっています。

◆保護者（母親・父親）の就労日数◆

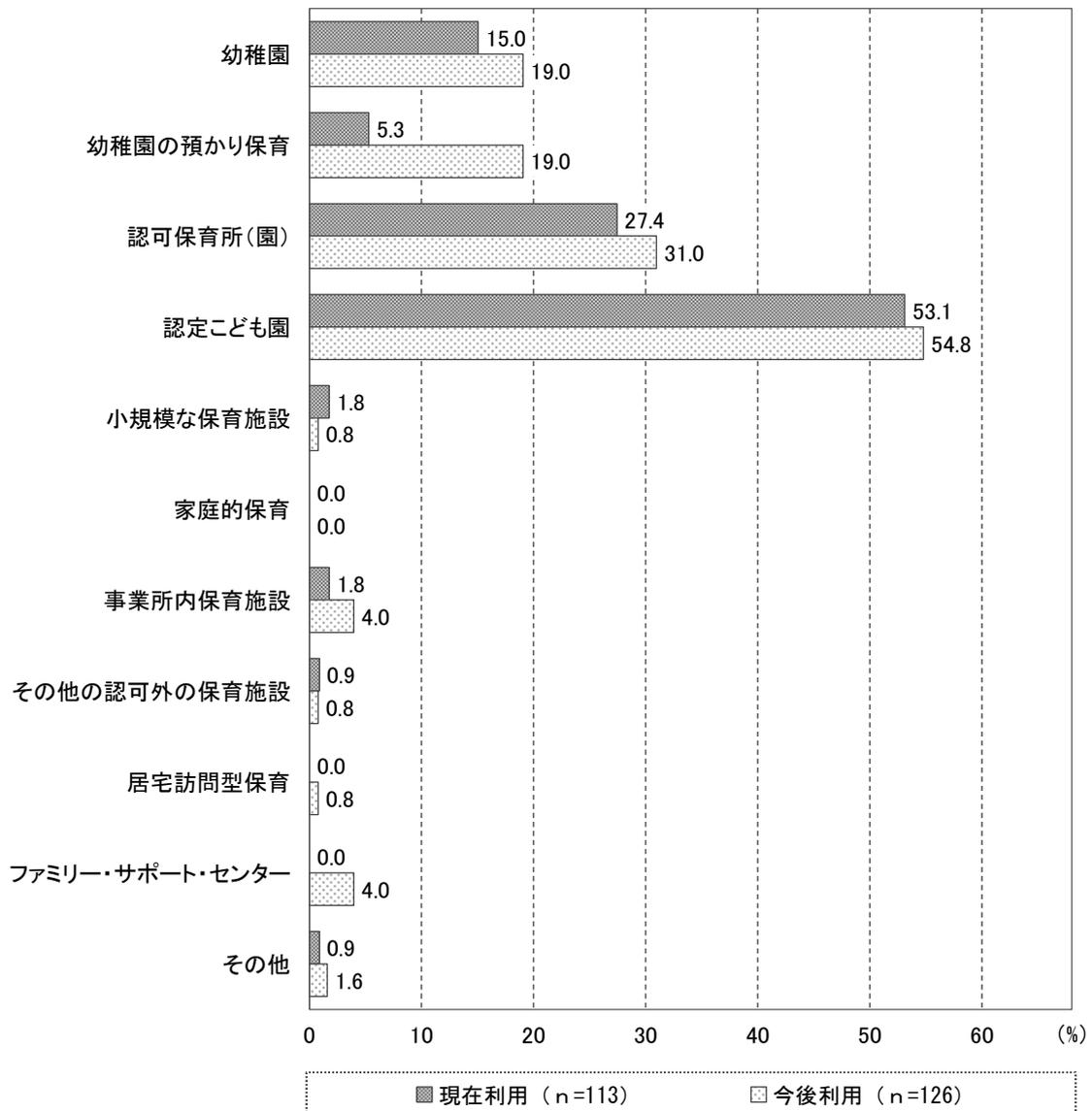


(2) 「定期的な教育・保育事業」の利用

就学前児童の世帯に平日の定期的な教育・保育事業（年間を通じて通常利用している事業）の利用状況を質問したところ、現在の利用では「認定こども園」が53.1%と最も高く、次いで、「認可保育所（園）」（27.4%）、「幼稚園」（15.0%）の順となっています。

また、今後の利用では、「認定こども園」が54.8%と最も高く、次いで、「認可保育所（園）」（31.0%）、「幼稚園」・「幼稚園の預かり保育」（19.0%で同率）の順となっています。

◆定期的な教育・保育事業の利用状況◆



(3) 放課後を過ごす場所

小学生児童の世帯に現在、放課後をどのような場所で過ごしているかを質問したところ、全体では「自宅」が77.0%と最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」（55.2%）、「学童保育所」（35.8%）の順となっています。

また、「学童保育所」を見ると、低学年の利用割合が高くなっています。

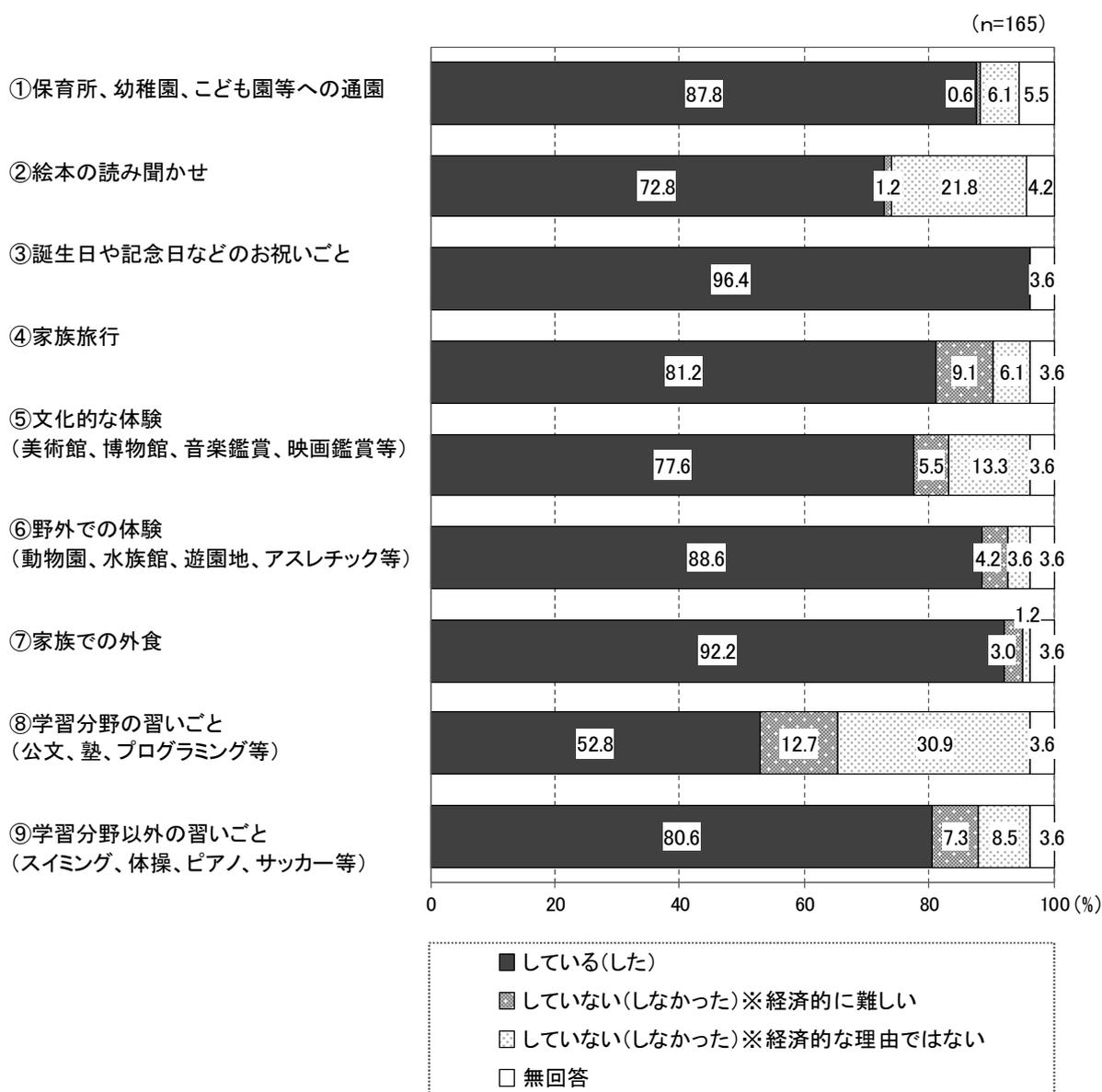
◆小学生が放課後を過ごす場所◆

	(n=)	自宅	友人・知人宅 祖父母宅や	習い事（ピアノ教室、 サッカー、学習塾など）	学童保育所	放課後子ども教室	放課後子ども学習会	子どもセンター （児童館）	その他
全体	165	127 77.0%	19 11.5%	91 55.2%	59 35.8%	7 4.2%	15 9.1%	4 2.4%	26 15.8%
小学1年生	35	22 62.9%	3 8.6%	16 45.7%	19 54.3%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	3 8.6%
小学2年生	43	33 76.7%	5 11.6%	29 67.4%	22 51.2%	3 7.0%	4 9.3%	2 4.7%	8 18.6%
小学3年生	27	23 85.2%	4 14.8%	12 44.4%	9 33.3%	0 0.0%	5 18.5%	0 0.0%	6 22.2%
小学4年生	24	19 79.2%	2 8.3%	15 62.5%	4 16.7%	2 8.3%	3 12.5%	2 8.3%	3 12.5%
小学5年生	28	25 89.3%	5 17.9%	14 50.0%	4 14.3%	1 3.6%	1 3.6%	0 0.0%	6 21.4%
小学6年生	8	5 62.5%	0 0.0%	5 62.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%

小学生児童の世帯にこどものためにしている（した）ことを質問したところ、「②誕生日や記念日などのお祝いごと」が96.4%と最も高く、次いで、「⑦家族での外食」（92.2%）、「⑥野外での体験（動物園、水族館、遊園地、アスレチック等）」（88.6%）の順となっています。

一方、「していない（しなかった）※経済的に難しい」では、「⑧学習分野の習いごと（公文、塾、プログラミング等）」が12.7%と最も高く、次いで、「④家族旅行」（9.1%）、「⑨学習分野以外の習いごと（スイミング、体操、ピアノ、サッカー等）」（7.3%）の順となっています。

◆こどものために家庭でしている（した）こと（小学生児童の世帯）◆

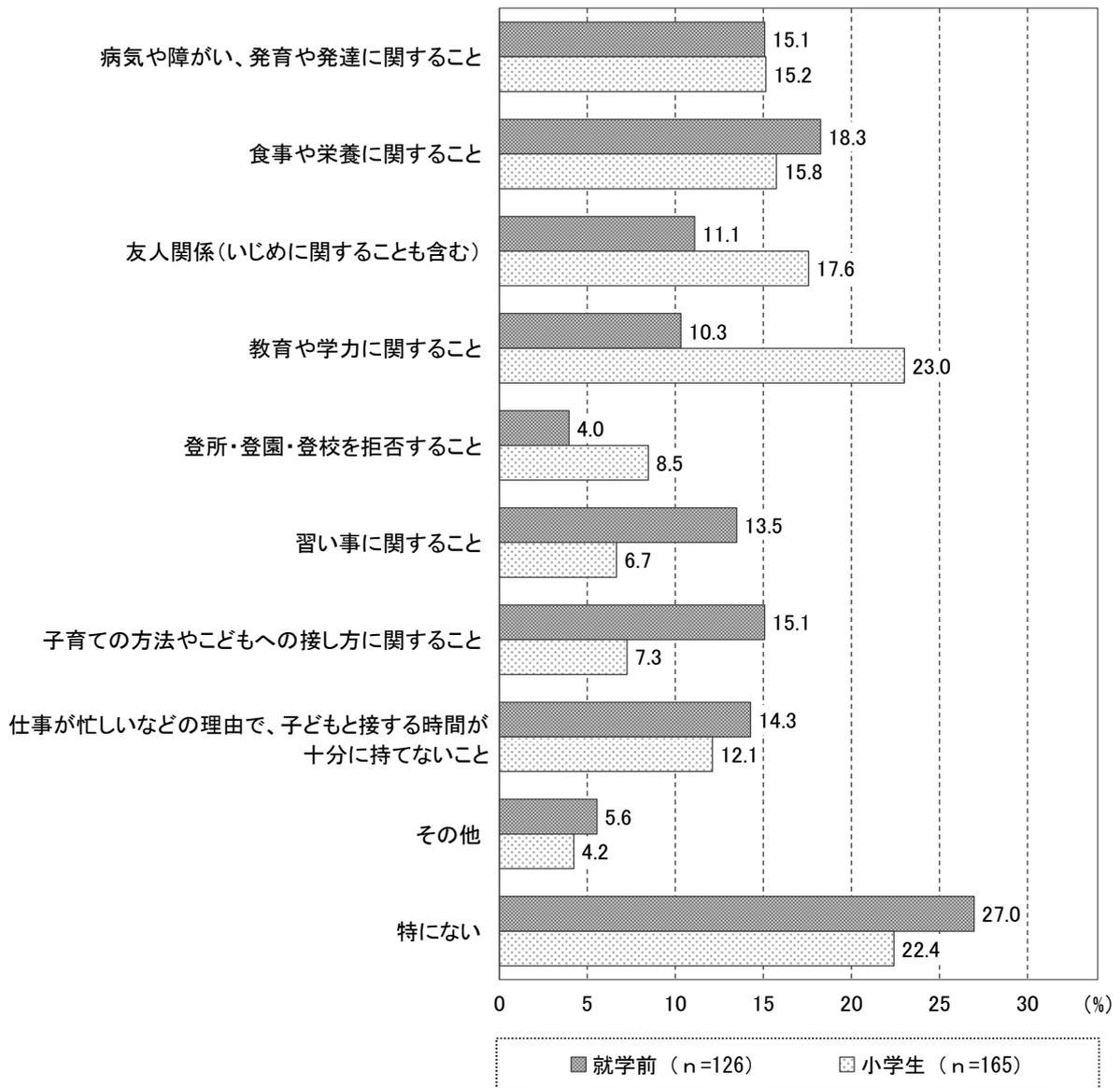


(5) 子育ての悩みや不安、困りごとについて

子どもに関する子育ての悩みや不安、困りごとについて質問したところ、就学前児童の世帯の具体的な悩みでは「食事や栄養に関すること」が18.3%と最も高く、次いで、「病気や障がい、発育や発達に関すること」・「子育ての方法や子どもへの接し方に関すること」（15.1%で同率）、「仕事が忙しいなどの理由で、子どもと接する時間が十分に持てないこと」（14.3%）の順となっています。

また、小学生児童の世帯の具体的な悩みや不安、困りごとでは「教育や学力に関すること」が23.0%と最も高く、次いで、「友人関係（いじめに関することも含む）」・「子どもだけでの外出」（17.6%で同率）、「食事や栄養に関すること」（15.8%）の順となっています。

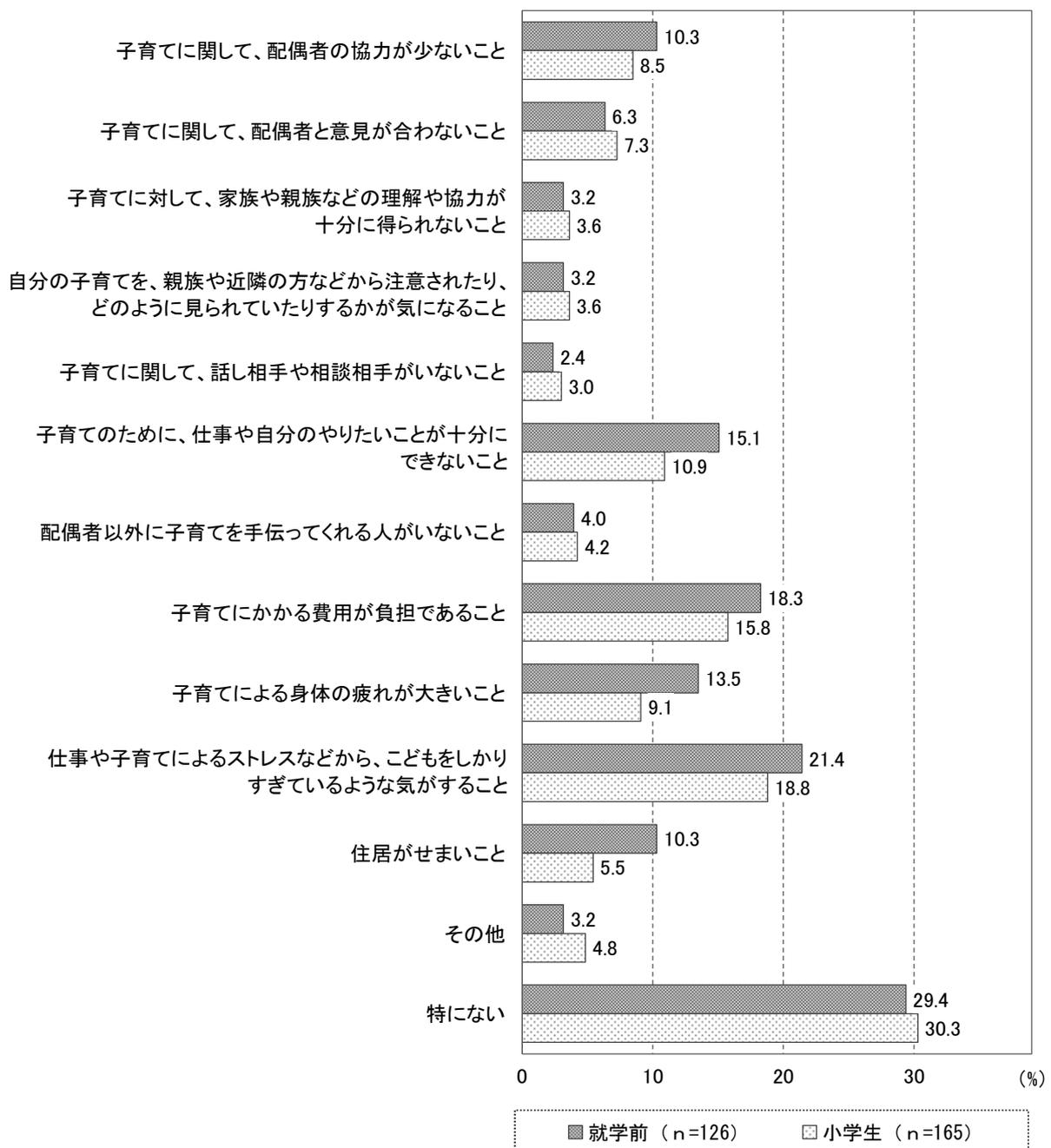
◆子どもに関する不安や悩み◆



保護者自身の悩みや不安、困りごとについて質問したところ、就学前児童の世帯の具体的な悩みでは「仕事や子育てによるストレスなどから、こどもをしかりすぎているような気がする」と21.4%と最も高く、次いで、「子育てにかかる費用が負担であること」(18.3%)、「子育てのために、仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」(15.1%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯の具体的な悩みや不安、困りごとでは「仕事や子育てによるストレスなどから、こどもをしかりすぎているような気がする」と18.8%と最も高く、次いで、「子育てにかかる費用が負担であること」(15.8%)、「子育てのために、仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」(10.9%)の順となっています。

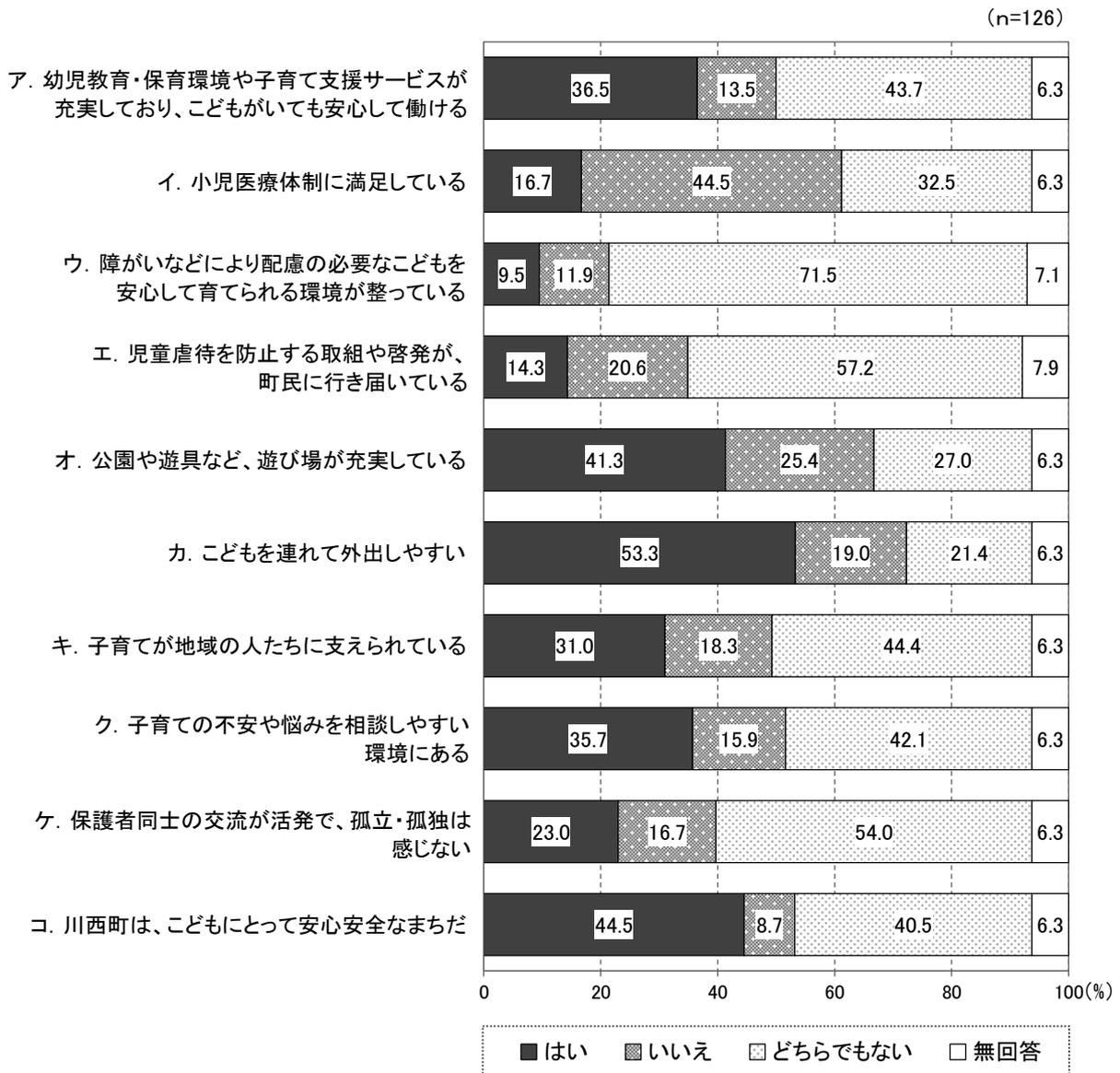
◆保護者自身の不安や悩み◆



(6) 町の子育て環境について

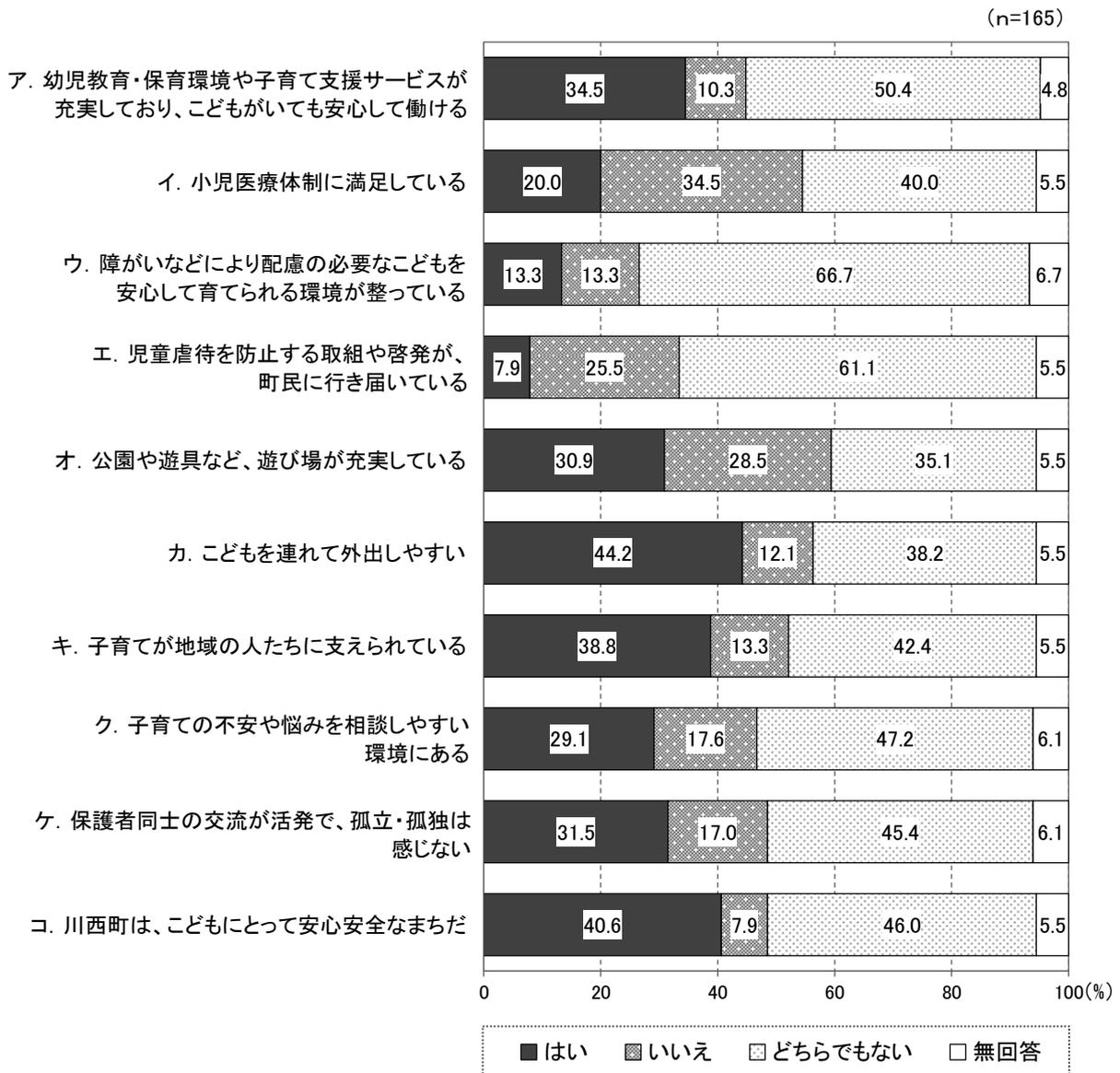
就学前児童の世帯に町の子育て環境に関することを質問したところ、「こどもを連れて外出しやすい」が53.3%と最も高く、次いで、「川西町は、こどもにとって安心安全なまちだ」(44.5%)、「公園や遊具など、遊び場が充実している」(41.3%)の順となっています。

◆町の子育て環境について（就学前児童の世帯）◆



小学生児童の世帯に町の子育て環境に関することを質問したところ、「こどもを連れて外出しやすい」が44.2%と最も高く、次いで、「川西町は、こどもにとって安心安全な町だ」（40.6%）、「子育てが地域の人たちに支えられている」（38.8%）の順となっています。

◆町の子育て環境について（小学生児童の世帯）◆



2. 調査結果から見える傾向と課題

◆母親・父親の勤務状況について

就学前児童がいる母親の就業率は79.3%、小学生がいる母親の就業率が81.2%となっており、共働き世帯の増加がうかがえます。また、勤務日数の状況から父親が長時間労働の状況にあることが見受けられます。共働き世帯が安心して就労できる環境づくりのために、就学前児童に対する幼児教育・保育の施設整備や一時預かり等を充実するとともに、小学生に対する学童保育所の充実により、共働き世帯への子育て支援を一層強化する必要があります。

◆就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

町内には、保育所1か所、認定こども園2か所があります。今後の利用意向において、幼稚園の預かり保育、保育所、認定こども園の利用希望が高いことを踏まえつつ、子育て家庭の多様なニーズに応えられる施設整備と内容の充実に努める必要があります。

◆小学校の放課後の過ごし方について

小学生の現在の放課後の過ごし方については「自宅」が最も多く、「学童保育所」は35.8%となっています。ただし、小学1～2年生では利用割合が50%を超えている状況や、近年の学童保育所の利用状況では高学年の利用ニーズも高まっていることを勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のためにも今後も「学童保育所」の充実を図っていく必要があります。

◆こどものために家庭でしている（した）ことについて

家庭において経済的な理由からしていないことを見ると、就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、「学習分野の習いごと」や「学習分野以外の習いごと」の割合が高くなっています。その一方で、発育・発語に影響を与える「絵本の読み聞かせ」について、経済的な理由はないがしていない世帯の割合が1割～2割程度見られます。世帯の経済的な状況や保護者のかかわりの状況が児童の発育・発達の格差となることを低減できるよう、各種事業や広報・啓発等を通じて、家庭教育の充実につなげる必要があります。

◆子育ての悩みや不安、困りごとについて

こどもに関する悩みや不安、困りごとを見ると、就学前児童の世帯では、食事・栄養、児童の発育・発達等、小学生児童の世帯では、教育や学力、友人関係等の割合が高くなっています。また、保護者自身に関する悩みや不安、困りごとを見ると、就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、子育てのストレスや経済的な負担等の割合が高くなっています。核家族化の影響や近所付き合いの希薄化等から子育ての悩みや不安、困りごとを気軽に相談できない家庭の割合も一定数あることが想定されます。そのため、各種事業や相談

支援体制の充実等を通じて、子育ての悩みや不安、困りごとをできるだけ低減できるように努める必要があります。

◆町の子育て環境の充実について

就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、こどもにとって安心安全で子育てしやすい町である内容の項目に対して評価が高い一方、小児医療体制や児童虐待の取組に関することについては「いいえ」が「はい」を上回っています。広域連携を含む小児医療体制の充実と児童虐待に関する広報・啓発等を行っていくことで、子育て世帯の満足度の向上に努める必要があります。

3. 計画策定に向けた視点

(1) “こどもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

乳幼児期の育ち方はそのこどもの一生の育ちに強く影響すると言われていますが、保育所・認定こども園等の教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、こどもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期・思春期においても健やかな育ちが約束される環境づくりを目指すため、小・中学校や学童保育所等の量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

女性の就業率の高まりや共働き世帯の増加により、川西町では少子化の傾向にあっても保育ニーズの高まりが見られます。今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保を行っていくとともに、町内保育施設と連携しながら、保育士・教職員等の人材確保や資質向上に向けた取組に対応していきます。(こども誰でも通園制度の内容を追記予定)

(3) 小学生児童の放課後健全育成事業の充実

共働き世帯やひとり親家庭等がこどもを放課後に安心安全に預けられるよう、学童保育所の充実に努めます。また、こどもが多様な体験や活動ができるよう、学童保育所と放課後子ども教室との連携を図ります。

(4) 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりするなど、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、川西町こども家庭センターによる総合相談をはじめ、幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有を図ることで適切な支援を行います。また、児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等、関係機関との連携強化を図ります。(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の内容を追記予定)

(5) 障害のあるこどもに対する支援の充実

障害のあるこどもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小・中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、乳幼児健診での発達相談、出張発達相談等、早期発見・早期療育につながる取組を行います。

(6) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

すべての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実し、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・思春期へと切れ目のない支援を行います。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方等に関する親の学び等、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。(妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業の内容を追記予定)

(7) 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女ともにゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携して労働環境の改善を企業等に働きかけます。

(8) 外国につながる子ども・子育て家庭への支援・配慮

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子ども等、外国につながる子ども・子育て家庭の増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業等を円滑に利用できるような適切な支援を推進していきます。

(9) 安心・安全な子育て環境の充実

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民や関係団体と連携し、通学路や生活道路における見守り体制の強化を図るとともに、歩道やガードレール等の整備や児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

(10) こどもの貧困対策

こどもの貧困対策とは、生まれ育った環境によりこどもの将来が左右されない社会の実現を目指して、教育・生活・就労・相談・経済的支援やこどもの居場所づくり等に取り組むことです。

貧困という言葉を聞くと、発展途上国で見られるような衣食住等の物資や経済力の欠如による「絶対的貧困」を想起するかもしれませんが、しかし、先進国ではそのような状況はほとんど見られないため、自分の国で暮らす人々の水準と比べて困窮した生活を送っている状態を指す「相対的貧困」により統計を行っています。なお、令和3年時点の国の調査によると、我が国では「約9人に1人の子どもが相対的貧困の状態」にあるとされています。

相対的貧困の家庭の特徴の一つに外見からはわかりにくいことがあります。子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの貧困に関する様々な支援を推進していきます。

第5章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

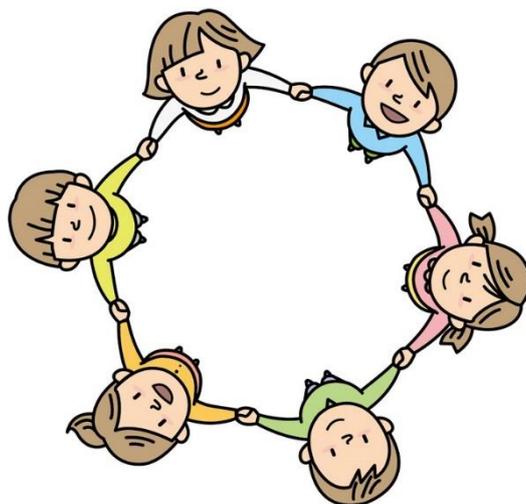
◆本計画の基本理念◆

こどもたちの笑顔であふれるまち

現行の子ども・子育て支援事業計画において、こどもが主役の地域・子育てを楽しめる地域・子育ての場は地域の視点から「こどもたちの笑顔であふれるまち」を基本理念に掲げ、こどもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりに取り組んできました。

町では高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育て環境は年々厳しくなっており、子育て家庭の不安や負担が増加してきています。また、町では女性の就労率もかなり高まっていることから、少子化の状況にあっても子育て支援施策の更なる充実と、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

そのため、本計画においては、子育てやこどもの成長を喜び合えるまちを実現するという現行計画のコンセプトと、次世代育成支援としてこれまで進めてきた取組を引き継ぎます。そして、本計画を通して、こどもの最善の利益が優先される社会の実現と、だれもが安心してこどもを生き育てられ、こども自身がたくましく健やかに育つ環境づくりを目指します。



2. 基本目標

基本目標1 地域の子育て支援の充実

- 子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援サービスや親子交流事業、育児相談等の充実を図ります。
- こどもの居場所として、学童保育所・放課後子ども教室・放課後子ども学習会等の取組を進めるとともに、地域の子ども会の活動支援や子どもセンターの利活用・充実を図ります。
- 子育てに関する情報提供や子育てサークル等の活動を支援し、住民主導の地域活動を促します。
- 要保護児童対策地域協議会や主任児童委員・民生児童委員等、地域に密着した関係機関等と情報共有を図ります。

【施策】

- 1-1 子育て支援サービス等の充実
- 1-2 地域におけるこどもの居場所づくり
- 1-3 住民主導の地域活動の促進
- 1-4 地域をつなぐネットワークの形成

基本目標2 教育環境の充実

- 幼保・小・中学校間の連携や教育内容の充実、指導者の資質向上等により、確かな学力育成に努めます。
- 様々な体験や世代間交流等を通じて、豊かな人間性の育成に努めます。
- 読書活動の推進やスポーツ活動の充実により、こどものたくましい心身の育成に努めます。
- 専門職による相談支援体制の充実や、家庭教育や教育講演会の実施等により、家庭や地域におけるこどもの健全育成と教育力の向上に取り組みます。

【施策】

- 2-1 確かな学力の育成
- 2-2 豊かな人間性の育成
- 2-3 たくましい心身の育成
- 2-4 家庭・地域における教育力の向上

基本目標3 こどもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり

- 妊娠期からの切れ目のない支援により母子保健の充実を図ります。
- 親子ともども正しい食習慣を身につけていただけるように、様々な場面で食育の推進に取り組めます。
- 幼少期からの適度な運動や各種スポーツの振興等により、こどもの健やかな成長を育む環境づくりに努めます。
- 平常時や緊急時の医療体制を整備し、安心してこどもを生き育てられるまちづくりを推進します。

【施策】

- 3-1 妊娠期からの切れ目のない支援
- 3-2 食育の推進
- 3-3 健康な体づくりの推進
- 3-4 事故防止・医療体制等の充実

基本目標4 子育て環境の整備

- こどもや子育て家庭が日常利用する歩道・通学路や生活道路について、安心・安全の面から整備を進めます。
- 防災や防犯の観点から、緊急時・災害時における体制整備と見守りによる防犯活動の取組を進めます。
- こどもが日常利用する公園の整備や、子育て家庭への住まいの提供等により、こどもや子育て家庭にとって住みやすい生活環境を築きます。

【施策】

- 4-1 安全な交通環境の整備
- 4-2 安心なまちづくりの推進
- 4-3 良質な生活環境の確保

基本目標5 子育てを支える施策の充実

- 子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親世帯に対して、経済的負担の軽減・就労相談等の支援を行います。
- 障害児のいる世帯に対する経済的支援を行います。また、障害に関する地域や関係者への理解を進め、障害の有無にかかわらず暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 要保護児童等に対して、一時保護や各種相談、教育・保育施設への適切な受け入れ体制等、あらゆる面からサポートを行います。
- ワーク・ライフ・バランスの観点から、子育てと仕事の両立に向けた様々な支援を行います。

【施策】

- 5-1 子育てに対する経済的支援
- 5-2 ひとり親家庭等への支援
- 5-3 障害のあるこどもへの支援
- 5-4 要保護児童等への対応の充実
- 5-5 子育てと仕事の両立に向けた支援

3. 施策体系

◆計画の基本理念◆

こどもたちの笑顔であふれるまち

基本目標	施策
1 地域の子育て支援の充実	1-1 子育て支援サービス等の充実
	1-2 地域におけるこどもの居場所づくり
	1-3 住民主導の地域活動の促進
	1-4 地域をつなぐネットワークの形成
2 教育環境の充実	2-1 確かな学力の育成
	2-2 豊かな人間性の育成
	2-3 たくましい心身の育成
	2-4 家庭・地域における教育力の向上
3 こどもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり	3-1 妊娠期からの切れ目のない支援
	3-2 食育の推進
	3-3 健康な体づくりの推進
4 子育て環境の整備	4-1 安全な交通環境の整備
	4-2 安心なまちづくりの推進
	4-3 良質な生活環境の確保
5 子育てを支える施策の充実	5-1 子育てに対する経済的支援
	5-2 ひとり親家庭等への支援
	5-3 障害のあるこどもへの支援
	5-4 要保護児童等への対応の充実
	5-5 子育てと仕事の両立に向けた支援

第6章 施策の展開

基本目標1 地域の子育て支援の充実

1-1 子育て支援サービス等の充実

【取組の方向】

○子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援サービスや親子交流事業、育児相談等の充実を図ります。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子育て親子への支援	子育てサークルの育成や親子の交流の場、様々な季節行事、子育て講座、子育て関連情報の提供、子育てについての相談の実施等により、子育て親子の支援への取組を実施します。	子育て支援センター
つどいの広場事業	子育て親子が気軽に足を運び、こどもを育て合う、育ち合う関係をつくる機会と場所を提供しています。地域のボランティアをはじめ、様々な人が子育てに関わり、社会全体で子育てを応援する場としての支援を行っていきます。	子育て支援センター
おでかけ広場	身近な地域での多様な交流を通して、保護者やこどものニーズに応じていくため、保健センターや幼稚園園庭等を利用して実施しています。誰もが参加しやすい場の提供に取り組みます。	子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター事業（一時預かり）	こどもを預かってほしい人（依頼者）のニーズに対応するためにこどもを預かってくれる人（支援者）を組織し、その活動を充実させるための支援を行います。	子育て支援センター
延長保育事業	町内の教育・保育施設（3か所）で早朝・夕方の延長保育を実施しています。利用ニーズに対応できるよう、関係機関と協議しつつ、適切に事業運営を行います。	福祉こども課

<p>病児保育事業</p>	<p>こどもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。</p> <p>①病児対応型…香芝市と広域利用協定を締結しています。(香芝市病児保育施設「ぽっぽ」を利用可能／一定の条件と事前の登録が必要)</p> <p>②病後児対応型…田原本町と広域利用協定を締結しています。(田原本町の「こどもの森 阪手保育園」を利用可能／一定の条件と事前の登録が必要)</p> <p>③体調不良時対応型…川西こども園で在園児を対象に実施しています。</p>	<p>福祉こども課</p>
<p>一時預かり保育事業</p>	<p>川西こども園(一般型及び幼稚園型)及び川西幼稚園(幼稚園型)で実施しています。引き続き、共働き世帯等、こどもの保育が十分にできない家庭へのきめ細かな支援に努めていきます。</p>	<p>福祉こども課</p>
<p>休日保育事業、夜間保育事業等</p>	<p>休日保育事業、夜間保育事業等の事業については現在実施していませんが、今後は利用者のニーズに合わせて実施を検討します。</p>	<p>福祉こども課</p>
<p>ショートステイ事業</p>	<p>町外の3施設と委託契約をしています。引き続き、保護者が病気や仕事のため、こどもの養育が困難になった時の児童養護施設等での養育(子育て短期支援事業)を実施します。</p>	<p>福祉こども課</p>
<p>トワイライトステイ事業</p>	<p>町外の3施設と委託契約をしています。引き続き、保護者が仕事その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等にて生活指導、夕食の提供等を行う事業(子育て短期支援事業)を実施します。</p>	<p>福祉こども課</p>
<p>保育所への障害児受入の促進</p>	<p>障害を持った児童の保育所入所を促進するため、受け入れを行った保育所に対し加配保育士を配置するための補助金を交付します。</p>	<p>福祉こども課</p>

夏休み等の長期休暇時における一時的な預かり（学童保育所）	学童保育所には定員がありますが、定員に空きがあり、かつ保護者が入所できる基準を満たせば長期休暇中のみの入所も可能としており、引き続き実施していきます。	福祉こども課
子育て相談の充実	来所相談、電話相談、訪問相談等の充実を図り、窓口の周知を行うとともに、保健センター、子育て支援センター、川西幼稚園においては専門職による相談に取り組んでいます。発達相談における幼稚園や保育園への巡回相談の実施や、小児科・産婦人科オンライン相談の導入等、様々な手法で相談を受け付けるとともに、必要に応じて他の専門職や相談機関と連携を図ります。	保健センター 子育て支援センター 教育委員会事務局（総務）
親子に対する読書支援	発達段階に応じた読み聞かせや読書案内を行い、子育て中の親子が楽しみながら、読書に親しめるよう努めます。ブックスタートや図書館における絵本の読み聞かせ等により、こどもが読書の楽しさを知り、親子が読書体験を深められるよう、機会を提供していくよう努めます。	教育委員会事務局（社会）
子育て支援センター移転整備	利用者の利便性の向上や関係機関との連携を図るため、川西文化会館（以下「文化会館」）内へ移転します。 これに伴い、こどもとその保護者が集う遊びと交流の場として文化会館2階に遊具等を設置し、遊戯室として整備します。併せて、文化会館中庭を屋外遊び場として整備するとともに、文化会館2階トイレをこどもとその保護者の利便性が向上するよう改修します。 また、文化会館エレベーターをこどもを含む利用者の安全確保のため、改修します。 移転後は、未就学児ばかりでなく、小学生も施設利用の対象として異年齢交流の促進を図ります。	福祉こども課

1-2 地域におけるこどもの居場所づくり

【取組の方向】

○こどもの居場所として、学童保育所・放課後子ども教室・放課後子ども学習会等の取組を進めるとともに、地域の子ども会の活動支援や子どもセンターの利活用・充実を図ります。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	開所時間の拡充や、待機児童解消に向けた利用定員の確保等、近年の学童保育所のニーズ増加傾向を考慮して運営しています。今後は利用者の満足度向上に向けて事業内容の一層の充実に努めます。	福祉こども課
放課後子ども教室と学童クラブの連携	平日開催している、放課後子ども教室(和太鼓講座)に学童クラブと連携して参加する等、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施していきます。	福祉こども課 教育委員会事務局 (社会)
放課後の教室・体育館・グラウンド等を利用した活動(学校施設の開放等)	幼稚園では、就学前児童とその保護者に対する園庭開放、小学校では、就学児童の活動を主とする校庭の開放の推進に取り組んでいます。放課後も学校敷地で生活する児童生徒の安全を重視しつつ、適切な規模の学校施設の開放の維持に取り組めます。	教育委員会事務局 (総務)
放課後子ども教室の充実 (学校・地域パートナーシップ事業)	こどもの居場所づくりとして、子ども合唱団・和太鼓・お琴の講座を通年開設するとともに、能楽教室の講座を夏休みに開設し、教師や地域住民のボランティアを指導者とした活動を推進しています。また、子どもフェスティバル(年1回)を開催し、こどもの文化交流体験の場の充実に努めます。	教育委員会事務局 (社会)
子ども会活動への支援	こどもを地域で見守り育てていくことの重要性から児童間の交流や各種行事を推進する子ども会活動に対し、助成や支援を継続して行います。	教育委員会事務局 (社会)

高学年の子どもへの遊び場の提供	子どもセンター（いぶき・すばる）を活用し、学校・子ども会との連携を密にして、高学年の子どもにも遊べる場所の提供を行います。	教育委員会事務局 （社会）
本に親しむ環境づくり	子どもが自発的に図書館を利用でき、読書に親しむ機会が増えるよう働きかけます。	教育委員会事務局 （社会）
スポーツ活動を通じた子どもの居場所づくり	スポーツ少年団の活動の充実や年齢、校区を越えたスポーツ活動を通じた交流を促進し、子どもの心身の健全育成に努めます。	教育委員会事務局 （社会） 子どもセンター
子どもセンターの充実	子どもセンター（いぶき・すばる）で事業を継続して、児童生徒の安全確保に努めるとともに、より地域の身近な施設となるよう子どもセンター活動の充実に努めます。	子どもセンター

1-3 住民主導の地域活動の促進

【取組の方向】

○子育てに関する情報提供や子育てサークル等の活動を支援し、住民主導の地域活動を促します。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子育てに関する情報提供	「広報川西」や Facebook、アプリ、子育て関連フリーペーパーやホームページを活用し、子育てに関する情報や、地域のイベント情報、子育てサークル、ボランティア活動に関する情報を提供していきます。	子育て支援センター
子育てサークルやボランティア活動の支援	メンバーが、主体的に組織運営や事業の企画運営を担っていけるよう、必要に応じてスキルアップ講座等の研修の場を設けるなど、子育てサークルやボランティア団体が主体的な住民活動を行えるよう、活動支援を充実します。	子育て支援センター 教育委員会事務局 （社会）

住民参画の促進	面塚桜祭りや川西夏フェスタの実行委員会に青少年団体等の役員に参加していただくなど、子育て世代の目線に沿ったイベントを開催しています。引き続き、まちづくりに向けた住民の参画を促進します。	福祉こども課 教育委員会事務局 (社会)
地域支援ボランティア	学校教育では地域学校協働活動、社会教育では各種社会教育活動に主体的に参画できるよう周知しており、引き続き地域住民の参画を促進していきます。	教育委員会事務局 (社会)

1-4 地域をつなぐネットワークの形成

【取組の方向】

○要保護児童対策地域協議会や主任児童委員・民生児童委員等、地域に密着した関係機関等と情報共有を図ります。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
「要保護児童対策地域協議会」の運営	「川西町要保護児童対策地域協議会」の構成機関である児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を進めます。	福祉こども課
主任児童委員・民生児童委員との連携	主任児童委員・民生児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。	福祉こども課 保健センター 子育て支援センター 教育委員会事務局 (総務)
子育てネットワークの一本化の推進	令和6年度からこども家庭センターを設置しています。これにより、児童福祉と母子保健の相談窓口が統合されたことから、ネットワークの一本化を一層推進するとともに、必要に応じて関係部署とも連携を図ります。	福祉こども課 保健センター 子育て支援センター 教育委員会事務局 (総務)

教育相談窓口の充実	非常勤であった学校教育指導主事を常勤配置し、平日日中の教育相談に応じられる体制を整えています。引き続き、教育相談の支援体制の充実を図ります。	教育委員会事務局 (総務)
-----------	--	------------------

基本目標 2 教育環境の充実

2-1 確かな学力の育成

【取組の方向】

○幼保・小・中学校間の連携や教育内容の充実、指導者の資質向上等により、確かな学力の育成に努めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
教育の連携・接続の充実	特定教育・保育施設、小学校、中学校間で、情報共有や児童・教職員、地域、保護者の交流等の連携を深めることで、異なる教育環境同士の接続を円滑にしていきます。	福祉こども課 教育委員会事務局 (総務)
基礎的学力の定着	学習意欲の向上や成果の見える化を図るため各種検定の実施や学習活動の工夫に努めるとともに、放課後子ども学習会や夏休み期間中の学習支援会の開講により、基礎学力の向上に取り組んでいきます。また、図書に触れる機会を充実させることにより読書の習慣を育てます。	教育委員会事務局 (総務)
少人数学級編成の充実	少人数の学級編成を行うとともに、低学年ではチームティーチング（複数の教師が授業や指導を担当）を推進して、児童の個性や能力に合わせた教育の充実を図ります。	教育委員会事務局 (総務)

教育の情報化の推進	国の「G I G Aスクール構想」に対応して、児童生徒が一人一台端末（タブレット）を利用すること等により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に向けたI C T（情報通信技術）の活用を進め、時代の流れに適応できる教育環境の充実を進めます。	教育委員会事務局 （総務）
教職員研修の充実	その時々々の教育ニーズに応じた教職員研修を実施し、教職員の質の向上を図ります。	教育委員会事務局 （総務）
学校評価制度の推進	地域とともにある学校づくりを進めるために、実効性の高い学校評価の推進・継続に取り組めます。	教育委員会事務局 （総務）
幼児教育の充実	小学校就学前の幼児教育を充実させ、幼児期の発達を支援します。	教育委員会事務局 （総務）

2-2 豊かな人間性の育成

【取組の方向】

○様々な体験や世代間交流等を通じて、豊かな人間性の育成に努めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
次代の親の育成	義務教育の最終課程である中学校で、幼稚園児童との交流を充実させることで、幼児との接し方を学び、次代の親となる自覚の醸成に取り組めます。	教育委員会事務局 （総務）
性教育の充実	こどもの成長の発達段階に応じた性教育の充実を努めます。また、必要に応じて地域人材の活用や助産師を招くなど、児童生徒がよりわかりやすい授業の充実を努めます。	教育委員会事務局 （総務）
総合的な学習の時間の充実	町にゆかりの深い伝統芸能である「能楽」の体験学習を通して、地域への愛着心を養うとともに、日本の伝統文化への理解を深めます。	教育委員会事務局 （総務）

学校・地域パートナーシップ事業の推進	保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と協働して児童の課題解決に取り組めるよう「地域と共にある学校づくり」を推進するとともに、地域人材の教育活動への活用に取り組みます。	教育委員会事務局 (総務)
環境教育の充実	校舎設置の太陽光発電システムや風力発電を教材として活用し、環境保全に関する意識の醸成を図ります。	教育委員会事務局 (総務)
道徳教育の充実(いじめ防止対策の推進)	道徳の時間に限らず全ての教育活動の中で、児童が、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断等の規範意識等を養うよう努めます。また、いじめを早期に発見・未然に防止するため児童等への定期的な調査等を行います。	教育委員会事務局 (総務)
キャリア教育の充実	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己理解や、進路を選択する態度を育てるために、中学生における職場体験学習等の充実を図ります。	教育委員会事務局 (総務) 教育委員会事務局 (社会)
世代間交流の充実	老人クラブとの連携による事業を行うなど、子どもセンター行事を充実させます。	子どもセンター

2-3 たくましい心身の育成

【取組の方向】

○読書活動の推進やスポーツ活動の充実により、こどものたくましい心身の育成に努めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
進んで運動に取り組む力の育成	児童生徒の発達に応じた遊びや運動の体験・経験を通じて、積極的に運動に取り組む意欲を養い、運動能力を育てます。	教育委員会事務局 (総務)
図書館活動の充実	読書を通じて広い世界を知り、様々な知識を得ることで、自ら考えて判断し、表現できる能力を育てます。	教育委員会事務局 (社会)

スポーツ活動の充実	NPO法人川西スポーツクラブの教室やクラブ、町スポーツ協会のクラブ活動、町スポーツ少年団の活動等を支援します。	教育委員会事務局 (社会)
-----------	---	------------------

2-4 家庭・地域における教育力の向上

【取組の方向】

○専門職による相談支援体制の充実や、家庭教育や教育講演会の実施等により、家庭や地域におけるこどもの健全育成と教育力の向上に取り組みます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
学校と主任児童委員・民生児童委員との連携	学校と主任児童委員・民生児童委員が連携を図り、子育てに関する相談や情報交換を行い、こどもの健全育成に努めます。	福祉こども課 教育委員会事務局 (総務)
学校における相談支援体制の充実	町として小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、県のスクールソーシャルワーカーによる巡回指導を受けています。引き続き、小・中学校における児童生徒及び家庭等への相談支援と指導等に努めます。	教育委員会事務局 (総務)
地域の人材を活かした活動	スポーツ推進委員が子ども連合会等でスポーツを通じて交流を図ります。	教育委員会事務局 (社会)
家庭教育の支援	家庭における教育力の向上に向けて、連合PTAと共催し、家庭教育への支援を実施します。また、幼稚園・小学校との連携を強化し講演会を実施します。	教育委員会事務局 (社会)
教育講演会等の充実	就学前児童や学齡児への教育についての講演会等を充実させ、保護者や地域の教育力の向上を図ります。	教育委員会事務局 (社会)

基本目標3 こどもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり

3-1 妊娠期からの切れ目のない支援

【取組の方向】

○妊娠期からの切れ目のない支援により母子保健の充実を図ります。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
ママパパ教室	妊娠期から母性・父性を育めるよう、また夫婦がともによきパートナーとして支え合い、協力し合いながら、これから迎える出産・育児等の意欲を高めることを目的に実施します。また、沐浴や調理等、参加者にも体験してもらいながら交流も図れる教室を開催します。	保健センター
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に、健康保持と疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じて、乳幼児健康診査を実施します。また、健康診査時に、成長・発達・栄養・子育て等に関する相談を行います。	保健センター
歯科保健指導	町内の幼児教育・保育施設や小学校に出向き、歯科指導を実施します。また、保護者への普及啓発にも取り組みます。	保健センター
マタニティマークの普及・啓発	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためにマタニティマークの普及・啓発を進めます。引き続き、妊娠届時にステッカーを配布し、広報等で普及啓発に取り組みます。	保健センター
妊産婦・新生児訪問 こんにちは赤ちゃん訪問	全戸の妊婦訪問と赤ちゃん訪問により、育児不安の高い時期に相談を行い、育児環境の把握等に努めます。一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭については養育支援訪問事業で対応します。	保健センター

産後ケア事業	出産後、育児支援が得られない方や母親の体調不良や育児不安のある方を対象に、自宅訪問や助産院へ通所や宿泊にて支援を行います。	保健センター
母子健康手帳の交付	妊娠届時にシートを活用しながら所内でリスクアセスメントを行い、早期に支援が必要な妊婦を発見できるよう努めます。	保健センター
妊婦一般健康診査	妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ妊婦の健康管理を目的とする健康診査において受診券を発行し、受診を促進します。	保健センター
年齢別親子広場	就園前親子の交流の場として同年齢の子どもとその親が集い、楽しい時間を共有しながら、子育て情報や育て方のノウハウを交換し合える場を提供します。	子育て支援センター

3-2 食育の推進

【取組の方向】

○親子ともども正しい食習慣を身につけていただけるように様々な場面で食育の推進に取り組めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
離乳食教室	こどもの発達に応じた離乳食の進め方や調理法、保存法等について指導します。正しい食習慣、生活習慣に気づく場として内容を充実していきます。	保健センター
すくすくサロン	1歳児、2歳児の親子を対象に、試食や実演を交えて親子で体験してもらいながら、食の正しい知識を普及していきます。	保健センター
親子クッキング	幼児(3~5歳児)及び小学生の親子を対象に、こどもを主体とした調理実習を行います。クッキングを通してこどもだけでなく、大人へも調理方法を学ぶ機会とし、正しい食生活を伝えていきます。	保健センター

家族への啓発	スーパーや地域への巡回において、幅広い世代の方へ減塩や野菜摂取増加等の食生活に関する情報提供を行い、健康意識を高めていきます。	保健センター
食育の推進	幼稚園及び小・中学校で給食を実施し、幼児・児童生徒の心身の健全な発達を目指すとともに、食に関する正しい理解と判断力を養えるよう食育に努めます。また、保健センターにておやつの過剰摂取や選び方等について、児童・保護者に正しい情報を伝えます。	保健センター 教育委員会事務局 (総務)

3-3 健康な体づくりの推進

【取組の方向】

○幼少期からの適度な運動や各種スポーツの振興等により、こどもの健やかな成長を育む環境づくりに努めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
地域スポーツの充実	NPO法人川西スポーツクラブで空手道教室・なぎなた教室を開催するなど、地域へ活動の場を広げ、健康な体づくりの推進に努めます。	教育委員会事務局 (社会)
スポーツ少年団活動の充実	町内のスポーツ少年団における少年野球や少年サッカー等の活動と指導者の育成を支援します。	教育委員会事務局 (社会)

3-4 事故防止・医療体制等の充実

【取組の方向】

○平常時や緊急時の医療体制を整備し、安心してこどもを生き育てられるまちづくりを推進します。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
病気の予防	母子保健事業等において、こどもの病気を予防し、悪化を防ぎ、こどもが健康的な生活を送るための知識を保護者や家族に啓発します。	保健センター
予防接種の実施	乳幼児健診等において、接種状況を確認し、接種の必要性や接種時期等を指導していきます。	保健センター
休日応急診療	子育て支援ハンドブックや年間行事予定表、広報誌、川西町ホームページ等に適宜掲載し、磯城郡医師会が当番制で実施している磯城休日応急診療所の充実と休日医療等に関する情報提供を行います。	保健センター
小児救急医療体制の確立について	引き続き橿原市休日夜間応急診療所にて実施していきます。	保健センター
小児救急医療電話相談の紹介	赤ちゃん訪問時等に、土・日、祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について紹介します。	保健センター
保育所等における安全管理	こどもの事故を予防するために、保育所や通園バス等の施設における安全管理について指導します。学童保育所の設備維持・補修については、業務委託先と協議しながら、必要に応じて対応します。	福祉こども課
災害共済給付制度への加入促進	(独)日本スポーツ振興センター法による災害共済給付制度を周知するとともに、低所得世帯への掛金一部負担等、加入促進に努めます。	教育委員会事務局 (総務)

基本目標4 子育て環境の整備

4-1 安全な交通環境の整備

【取組の方向】

○こどもや子育て家庭が日常利用する歩道・通学路や生活道路について、安心・安全の面から整備を進めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
交通安全の意識啓発	春・秋の交通安全週間を利用し、警察等の関係団体と連携しながら交通安全等の意識の高揚に努めます。	総務課
各種交通安全教室の充実	各種交通安全教室や交通安全のイベントの充実を図り、児童生徒を中心に啓発を実施します。	総務課 教育委員会事務局 (総務)
川西こすもす号の運行	中学生以下は運賃無料としており、今後も運行状況を注視しながら、料金形態の継続を行います。	総合政策課
歩道のバリアフリー化等の推進	全ての人に配慮した歩道のバリアフリー化及び歩道の新設時にフラット化・カラー舗装、透水性等を考慮した歩道の整備の推進について、必要に応じ調査、整備を実施します。	まちマネジメント課
通学路の整備の推進	P T Aで通学路の危険箇所の確認した箇所を、教育委員会及び天理警察等の関係部署とともに重点的に点検・調査し、必要に応じて整備を進めていきます。また、危険箇所マップの作成や通学路の安全点検を実施し、危険箇所の把握と解消に努めていきます。	まちマネジメント課 教育委員会事務局 (総務)

4-2 安心なまちづくりの推進

【取組の方向】

○防災や防犯の観点から緊急時・災害時における体制整備と見守りによる防犯活動の取組を進めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
防災計画の見直し	乳幼児や高齢者、障害のある人等の避難への支援のため、必要に応じて防災計画を見直し災害時に備えます。	総務課
安心・安全情報の配信	地域の安心安全情報について、携帯電話等へのメール配信システムを活用した提供を推進します。また幼児教育・保育施設及び小・中学校情報についても同様に提供を継続します。	教育委員会事務局 (総務)
「子ども 110 番の家」ボランティア活動への支援	地域で子どもを守る社会の形成に向けて、「子ども 110 番の家」の設置場所の充実に努めるとともに、住民への周知と浸透に向けた広報・啓発を充実させます。	教育委員会事務局 (社会)
見守り隊等への支援	地域で子どもを守る見守り隊への支援を、継続して実施します。20 自治会のうち 19 自治会が加入しており、未加入自治会への呼びかけを行い、全ての自治会で運営できるように努めます。	教育委員会事務局 (社会)
巡回啓発の実施	青色パトロールの実施や、長期休み期間に教育委員会事務局と少年補導員、指導員で夜間巡視を実施していきます。	教育委員会事務局 (社会)

4-3 良質な生活環境の確保

【取組の方向】

○こどもが日常利用する公園の整備や、子育て家庭への住まいの提供等により、こどもや子育て家庭にとって住みやすい生活環境を築きます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
個性ある公園づくりの推進	町内各地の公園については、人口動態及び年齢分布を検証しながら地域の実情に適した公園整備を検討するとともに、継続した公園遊具の安全確保を行います。	まちマネジメント課
多子世帯等への優先入居について	川西町町営住宅条例に基づき入居を決定しており、多子世帯に対する優先入居について実施していません。今後は利用者のニーズを踏まえて検討していきます。	まちマネジメント課

基本目標5 子育てを支える施策の充実

5-1 子育てに対する経済的支援

【取組の方向】

○子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
児童手当の支給	国の制度に基づき、児童を養育している方に支給されます。令和6年度より大幅な制度の見直しが行われています。主な変更点は、所得制限の撤廃、高校生年代まで延長、多子加算（第3子以降3万円）等となっています。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	福祉こども課

保育所保育料の負担軽減	保育所利用料について、国が定めた基準額（徴収金）の一部を町が負担することにより、保護者の保育所利用にかかる負担を軽減します。	福祉こども課
子ども医療費助成	<p>町に住所を有するこども（0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）にかかる医療費（保険適用分の医療費に限る。入院時の食事療養費は除く。）の一部を公費で助成することで、こどもの健康の保持及び福祉の増進を図ります。</p> <p>※助成方法は、未就学児は現物給付、小・中学生は償還払いとなります。</p> <p>※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。</p>	住民保険課
福祉医療費資金貸付	<p>福祉医療費助成条例等の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者のうち、奈良県内の保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない医療費の一部負担金の支払いが困難なものに対し、一部負担金の支払いに充てる資金を貸し付けることにより、その生活の安定と自立を促します。</p> <p>※認定申請要。認定後、実際に貸付を受けたい場合は、貸付申請が必要です。また、認定申請判断には所得制限があります。</p> <p>※貸付申請は診療月の翌月7日まで、貸付日は診療月の翌月20日までとなっています。</p> <p>※貸付審査時に、医療費の一部負担金が1万円以上であり、貸付限度額は30万円の制限があります。</p>	住民保険課
就学援助	経済的に困窮する世帯の児童が小・中学校に就学できるよう、一定の基準により、就学・進学の子童生徒への準備金の支給や、小学校児童への制服購入費助成等の援助を行います。	教育委員会事務局（総務）

5-2 ひとり親家庭等への支援

【取組の方向】

○ひとり親世帯に対して、経済的負担の軽減・就労相談等の支援を行います。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
児童扶養手当の支給	国の制度に基づき、父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）について、養育者に対して支給されます。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	福祉こども課
就労相談支援	ハローワークや中央こども家庭相談センター、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県母子・スマイルセンター）等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。	福祉こども課
ひとり親家庭等医療費助成	川西町に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める①配偶者のない男子又は女子で児童（0歳以上～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養している者や、②その者に扶養されている児童、若しくは③父母のない児童や、④その父母のない児童を養育している配偶者のない男子又は女子若しくは婚姻をしたことのない男子又は女子、の通院と入院にかかる医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るとともに、生活の安定と福祉の向上に寄与します。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。 ※認定申請が必要です（1年度ごと）。 ※認定事由発生日ではなく申請日からの資格取得となります。	住民保険課

5-3 障害のある子どもへの支援

【取組の方向】

○障害児のいる世帯に対する経済的支援を行います。また、障害に関する地域や関係者への理解を進め、障害の有無にかかわらず暮らしやすいまちづくりを進めます。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
特別児童扶養手当の支給	国の制度に基づき、精神や身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を監護する父や母、または児童と同居し監護する養育者に支給されます。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	住民保険課
障害児福祉手当の支給	施設入所や公的年金等を受給していない20歳未満の方で、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の障害のある子どもに障害児福祉手当を支給します。(実施機関は県ですが、二次的な窓口として)障害手帳取得時に冊子「障害福祉のあんない」を見ながら制度説明を行い勧奨します。	福祉子ども課
心身障害者医療費助成	町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない1歳以上～75歳未満の方で、身体障害者手帳の1級・2級、又は、奈良県の療育手帳A1・A2の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。 ※認定申請要（1年度ごとに更新申請要）。	住民保険課
精神障害者医療費助成事業（一般）	町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない75歳未満の方で、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている人に対し、医療費	福祉子ども課

	<p>の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ります。</p> <p>※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。</p> <p>※認定申請要（1年度ごとに更新申請要、また、精神障害者保健福祉手帳の有効期限ごとに更新申請要）。</p>	
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級入級児童が小・中学校で就学できるよう、一定の基準により経済的援護を行います。	教育委員会事務局 (総務)
障害児の発育発達と相談支援体制の充実	児童の療育や発育発達の相談支援等を行う中核機関である児童発達支援センターと連携して、障害児とその家族等が暮らしやすい環境整備を進めます。また、町がこども・子育て支援を協議する場の構成員に関係機関として児童発達支援センターを加えるとともに、障害児支援のため関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進することや、強度行動障害、高次脳機能障害を有するこどもへの支援体制の整備に努めます。	
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネータを中心として個別の教育支援計画を策定するとともに、特別支援学級を奈良県基準により少人数で編成することで、個々の困難さの改善や克服に努めます。また、特別支援教育支援員を配置し、集団生活への参加の支援に取り組みます。	教育委員会事務局 (総務)
発達障害を抱えたこどもたちへの支援	令和2年度より通級指導教室を開設して発達障害児への支援（自立活動）を採り入れた教育課程を編成しています。引き続き、発達障害を抱える児童が適切な教育を受けられるよう、個別の教育支援計画の策定等、指導の充実に取り組みます。	教育委員会事務局 (総務)

5-4 要保護児童等への対応の充実

【取組の方向】

○要保護児童等に対して、一時保護や各種相談、教育・保育施設への適切な受け入れ体制等、あらゆる面からサポートを行います。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
児童相談・援助事業	町職員のレベルアップ及び川西町要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら、虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童等への適切な保護又は支援を図ります。	福祉こども課
児童虐待防止対策の充実	児童の入所・通所施設や所属教育機関の職員等による観察及び交流を通して、児童虐待の把握に努めるとともに、児童からの訴えによる聞き取り及び家庭への助言に努めます。	福祉こども課 保健センター 教育委員会事務局 (総務)
不登校対策の充実	小学校では「たんぼぼルーム」、中学校では「不登校支援室（STEP 教室）」を運営するなどの支援を行うとともに、不登校対策の支援員・相談員の配置の促進・継続により、相談環境を整備します。あわせて、県教育委員会と連携し保護者相談会等を開催します。	教育委員会事務局 (総務) 教育委員会事務局 (社会)

5-5 子育てと仕事の両立に向けた支援

【取組の方向】

○ワーク・ライフ・バランスの観点から、子育てと仕事の両立に向けた様々な支援を行います。

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
育児への父親の参加促進	ママパパ教室、親子クッキング等を実施します。父親の家事や育児への参加を促進するため、広報等を通じて啓発を行います。また、ママパパ教室等の事業についても父親が参加しやすいよう、日程等について工夫を行います。	保健センター
育児休業等に関する情報提供及び取得促進に向けた取組の推進	広報や様々な機会を利用し、育児休業や介護休業に関する情報の提供に努めます。また、育児休業等を取得しやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。	福祉こども課

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

町においては、町の地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて町の確保方策を図ります。

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業※

※「地域型保育事業」とは

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。なお、町では現在のところ未実施となっています。

(1) 1号認定（3～5歳児／認定こども園の幼稚園機能を利用）

現在、1号認定（認定こども園の幼稚園機能を利用）の児童（3～5歳）を受入可能な施設は、認定こども園2か所（公立1・私立1）があります。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組みます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）	50	42	37	36	37
確保方策	105	105	105	105	105

(2) 2号認定（3～5歳児／保育所・認定こども園を利用）

現在、2号認定（保育所・認定こども園を利用）の児童（3～5歳）を受入可能な施設は、保育所1か所（私立1）、認定こども園2か所（公立1・私立1）があります。こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）	91	76	67	65	67
確保方策	111	111	111	111	111

(3) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

現在、3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）の児童（0～2歳）を受入可能な施設は、保育所1か所（私立1）、認定こども園1か所（私立1）があります。こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）		17	16	16	15	15
確保 方策	保育所 認定こども園	19	19	19	19	19
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

(人)

3号認定（1歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）		19	25	24	23	22
確保 方策	保育所 認定こども園	29	29	29	29	29
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

(人)

3号認定（2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）		25	22	28	27	25
確保 方策	保育所 認定こども園	29	29	29	29	29
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の各事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 妊婦等包括相談支援事業
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(19) 産後ケア事業

※(14)～(19)の事業は新規事業であり、本計画から量の見込みと確保方策を記載します。

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

町では、当事業に該当する機関として、福祉こども課と保健センターに「こども家庭センター」を設置しています。「こども家庭センター」は、0歳から18歳までのこどもとその家庭及び妊産婦の困りごとに関する総合相談窓口です。保健師等の専門職が、子育てに関する相談から養育困難な状況、児童虐待等に関する相談まで、様々な相談にきめ細やかに対応し、継続的な支援を行います。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

※「基本型」：子育て支援センターを指す。

※「こども家庭センター型」：役場内の福祉こども課に設置された「こども家庭センター」を指す。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。ただし、国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

町では、子育て支援センター「ひだまり」で実施しており、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,808	1,640	1,584	1,536	1,528
確保方策	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数(人)	58	56	54	52	50
	健診回数(回)	380	367	355	342	329

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯の全ての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。全ての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31	30	29	28	27

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

全てのこどもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れ等で一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（幼児院等）でこどもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、夕食、入浴の世話等を行う事業です。

当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、広域連携により確保に努めます。

(人日)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(人日)

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(7) ファミリー・サポート・センター事業 ※就学児対象

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う組織です。お互いに助けたり助けられたりしながら子育てを支援するための会員間の橋渡しを、ファミリー・サポート・センターが担います。

ここでは国の定めにより、就学児を対象とした量の見込みと確保方策を検討しています。これまで当町では事業を実施していませんが、必要に応じて実施を検討します。

(人日)

低学年（小1～小3）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(人日)

高学年（小4～小6）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

国の定めにより、①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と、②幼稚園における預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

町内の認定こども園の在園児（1号認定）において、通常就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,329	2,770	2,454	2,381	2,454
確保方策	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

②幼稚園における預かり保育以外の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	272	263	255	254
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

共働き家庭・ひとり親家庭等の保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31	28	27	26	26
確保方策	95	95	95	95	95

(10) 病児・病後児保育事業

こどもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。

町では、病児対応型として、香芝市病児保育施設「ぼっぼ」の利用に関する協定を香芝市と締結しています。また、病後児対応型として、「こどもの森 阪手保育園」の利用に関する協定を田原本町と締結しています。それぞれの利用について、一定の条件と事前の登録が必要です。

なお、川西こども園では在籍園児向けに病児保育（体調不良児対応型）を行っています。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	149	139	131	121	116
確保方策	200	200	200	200	200

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

今後も共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、当該事業の量と質の確保及び内容の充実に努めていきます。

(人)

低学年（小1～小3）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	88	88	77	72	60
確保方策	120	120	120	120	120

(人)

高学年（小4～小6）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47	43	42	37	37
確保方策	86	86	86	86	86

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもに対し、保育所や認定子ども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。

町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありません。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定子ども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援を行う事業です。

町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありません。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。具体的な援助の例として、調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等が挙げられます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	72	108	144	180	216
確保方策	216	216	216	216	216

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。具体的な例として、居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等が挙げられます。

町では、現在のところ本計画最終年度に実施する予定ですが、援助が必要な世帯を把握した場合には適切に対応することとします。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	5
確保方策	0	0	0	0	5

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。具体的な例として、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等が挙げられます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

(17) 妊婦等包括相談支援事業

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(19) 産後ケア事業

第8章 資料編

1. 川西町子ども・子育て会議条例

平成25年12月24日
条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、川西町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (4) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 計画策定の経緯

経緯を挿入予定

第3期川西町子ども・子育て支援事業計画

発行：川西町役場
編集：福祉こども課

住所：636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1
TEL：0745-44-2211（代表）
FAX：0745-44-4734（代表）

発行年月：令和7年3月
